

海津市人権教育・啓発基本計画

【第3次改定版】



令和4（2022）年3月
岐阜県海津市

はじめに

昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大は、私たちの日常生活や社会経済活動に大きな変化をもたらしました。この影響により、経済・雇用が不安化する中、働き方や教育の在り方にも大きな変革が迫られています。

社会情勢をみると、新型コロナウイルス感染症に関連する人権課題、DV、いじめや児童虐待、インターネットを悪用した人権侵害、障がい等を理由とする偏見や差別、いわゆるヘイトスピーチを含む外国人に対する人権侵害、部落差別（同和問題）等の様々な人権課題が存在しています。

今もどこかで、誰かが、様々な生活環境の変化等により、生きづらさを抱かれているかもしれません。これから未来を、持続可能で豊かな世界にするために、私たちは、どんなときでも人権を尊重した行動をとることが重要です。人権について一人ひとりが正しい認識を持ち、日常生活の中で常に意識して行動することが大切と考えます。

本市では、多様な人権課題を解消するため、平成29（2017）年に策定した「海津市人権教育・啓発基本計画（第2次改定版）」に基づき、「人権が尊重され、差別や偏見のない明るく住みよい社会の実現」を目指し、総合的かつ計画的に人権施策を推進してまいりました。

今回の「海津市人権教育・啓発基本計画（第3次改定版）」では、多様化する人権問題と社会情勢の変化に対応するため、人権課題の「感染症患者等」に新型コロナウイルス感染症を加えるほか、「インターネットによる人権侵害」に「公式SNSの適切な運営」を盛り込むなどの改定を行っています。引き続き、市民の皆さま、団体、企業と連携し、積極的な人権・同和教育と啓発活動を推進してまいりたいと存じます。

最後に、策定にあたり、意識調査にご協力いただきました市民の皆さま、貴重なご意見をいただきました海津市人権・同和行政問題協議会委員をはじめ関係各位に心から感謝申し上げますとともに、今後の人権施策の推進にご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和4（2022）年3月

海津市長 横川 真澄



「人権尊重の都市」宣言

人権は、すべての人が幸福な生活を営むために、生まれながらにして持っている権利であり、

将来にわたって保障されるものでなければなりません。

私たち海津市民は、一人ひとりが

人権意識を高め、お互いの人権を尊重し合い、差別のない明るく住みよいまちの実現をめざします。

（）））海津市を「人権尊重の都市」とする（）））を宣言します。

平成十八年十一月十一日

岐阜県海津市

目 次

第1章 計画の策定	1
1 計画策定の背景.....	1
(1) 世界の動き.....	1
(2) 国の動き.....	3
(3) 県の動き.....	4
(4) 市の動き.....	5
(5) 人権関連年表.....	6
2 計画改定の趣旨.....	14
3 計画の目的・性格.....	15
4 計画の基本理念.....	16
第2章 人権教育・啓発の推進方策	17
1 人権一般の普遍的な視点からの取組.....	17
(1) 人権教育.....	17
(2) 人権啓発.....	20
2 様々な人権課題に対する取組.....	22
(1) 女性.....	22
(2) 子ども.....	25
(3) 高齢者.....	28
(4) 障がいのある人.....	31
(5) 部落差別（同和問題）.....	34
(6) 外国人.....	37
(7) 感染症患者等（HIV・ハンセン病・新型コロナウイルス感染症等）.....	40
(8) 刑を終えて出所した人.....	43
(9) 犯罪被害者等.....	45
(10) インターネットによる人権侵害.....	47
(11) 北朝鮮当局による拉致問題等.....	50
(12) その他の人権.....	51

第3章 計画の推進	57
1 推進体制	57
2 関係機関との連携	58
3 人権に関する職業従事者に対する研修等の推進	58
4 計画の見直し	58
参考資料	59
1 関連法令等	59
2 用語解説	80

1 計画策定の背景

(1) 世界の動き

人権は、かつて、各国の国内問題であると考えられていました。しかし、20世紀前半の二度にわたる悲惨な世界大戦を経験し、世界の人々は、「平和」や「人権」がいかに大切かということを痛感しました。その結果、人権は国際社会全体にかかわる問題であり、世界平和を守るためにには、世界各国が協力して人権を守る努力をしなければならないという考え方が主流となり、そこから生まれたのが、昭和23（1948）年に国際連合（以下「国連」という。）総会で採択された「世界人権宣言」です。世界人権宣言は30条から成る、初めて国際的な人権保障をうたった画期的なもので、それ自体は法的拘束力を持つものではありませんが、人種、性、言語及び宗教による差別をなくすことなどを目的として、世界の人権に関する規律の中で最も意義あるものとされています。

その後、国連は「世界人権宣言」を実効性のあるものとするため、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」をはじめ「国際人権規約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」などの人権に関する条約を採択し、重点的な人権課題の解決に「国際婦人年」、「国際障害者年」、「国際高齢者年」などの国際年を決議して、世界の人々に人権尊重、差別撤廃を呼びかけました。

さらに国連では、平成16（2004）年の総会において、人権教育を国際社会が協力して取り組むよう「人権教育のための世界計画」を開始する決議が採択されました。平成17（2005）年1月から平成19（2007）年12月までの3か年を第一段階と定め、初等・中等学校制度における人権教育の推進に取り組むこととし、平成22（2010）年から平成26（2014）年までの第二段階では、高等教育と教員、教育者、公務員、法執行官、軍関係者の人権研修に重点を置き、平成27（2015）年1月から平成31（2019）年12月までの第三段階においては、第一段階と第二段階の実施を強化し、メディア専門家及びジャーナリストへの人権研修を促進することを重点に置いて、各段階で行動計画を策定し、中間報告および終了後の評価を行いながら、各国政府やNGOなどに

呼びかけ人権教育・研修の取り組みが続けられてきました。引き続き、令和2（2020）年から令和6（2024）年までの第四段階では、重点領域を「若者」として、特に平等、人権と非差別、^{ほうせつ}包摂的で平和な社会のための包摂と多様性の尊重に力点を置くこととしています。

このほか、持続可能な共生社会を作っていくために、平成17（2005）年から平成26（2014）年までを、自然環境問題はもとより、経済や政治に関する法や制度の改善などとともに、貧困や人権、女性差別、戦争・紛争など、様々な課題に向きあい解決していく力を育むための「国連持続可能な開発のための教育の10年」を採択し、各地で取り組みを進めることとしています。「国連持続可能な開発のための教育の10年」では、「世界中の人びとや将来の世代までもが安心して暮らせる社会」を実現するために、地球温暖化や酸性雨などの「環境問題」、人権侵害や異文化間の衝突などの「社会的問題」、貧富格差をはじめとする「経済的な問題」等の解決が不可欠であるとされています。これらの問題の解決には民族や国境の壁を乗り越え、人びとが互いの価値観や人権を尊重する意識や感覚を育てていくことが重要とうたわれています。

このように、国連では、重要な人権課題についての集中的な取り組みとして、「国際の10年」や「国際年」といった取り組み、12月10日の「人権デー」といった「国際デー」などの活動が展開されています。

平成27（2015）年の国連サミットにて全会一致で採択された国際目標である持続可能な開発目標（SDGs（Sustainable Development Goals））は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現すべく、17のゴール及び169のターゲットを定めており、SDGsに掲げられた目標は、貧困や保健、気候変動等多岐に亘っており、中でも人権分野は、SDGsの17ゴールの多くに関連しています。

また、令和2（2020）年からの新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のパンデミック（世界的大流行）は、社会・経済・人権などあらゆる側面に大打撃を与えています。国連人権高等弁務官事務所は、新型コロナウイルス対策は「人権を最前線かつ中心に据えるべき」として、国際的な指針「COVID-19ガイダンス」を提言し、国連人権理事会は、同年5月に議長声明で、このガイダンスと国連事務総長報告書「COVID-19と人権」に留意し、「パンデミックとの闘いにおいてすべての人権が尊重され、保護されかつ充足されること、及び、COVID-19パンデミックへの各国への対応において、人権に関する義務及びコミットメントが全面的に遵守されることを確保することを各国に要請しています。

(2) 国の動き

わが国においては、昭和22（1947）年に、基本的人権の尊重を理念の一つとする「日本国憲法」が施行され、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。（第11条）」「すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。（第14条）」と規定し、すべての人々の基本的人権を、侵すことのできない永久の権利として保障しています。

また、あらゆる差別の解消をめざす国際社会の一員として、昭和54（1979）年の「国際人権規約」、平成7（1995）年の「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」など、人権に関する数多くの条約を批准して問題の解決に取り組んできました。

そして、平成9（1997）年に「人権擁護施策推進法」が施行され、同年には「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定され、あらゆる場における人権教育の推進や、女性、子どもをはじめとする人権重要課題への対応など、具体的な取組が示されました。

平成12（2000）年には、人権の擁護に資することを目的に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育・啓発に関する施策の推進にあたり、国、地方公共団体及び国民の責務が明らかにされました。また、平成14（2002）年3月には「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、この基本計画に基づき、国は人権教育の指導方法等のあり方を中心に検討を行い、平成20（2008）年3月までに3次にわたって「人権教育の指導方法等の在り方について」が取りまとめられました。さらに、平成23（2011）年4月には、基本計画に、「北朝鮮当局による拉致問題など」に関する事項が追加されました。平成28（2016）年12月には、部落差別は許されないものであるとの認識のもと「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布、施行されました。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」、「児童虐待の防止等に関する法律」の改正、「いじめ防止対策推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法）」、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援に関する法律（高齢者虐待防止法）」など、各差別にかかる法律の整備が進められ、平成28（2016）年には、いまだに残る差別を解消するための人権三法（「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消

に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が相次いで施行され、人権尊重の取り組みが進められています。

政府は、SDGsの採択後の平成28（2016）年5月に「SDGs推進本部」を設置し、同年12月には今後の日本の取組の指針となる「SDGs実施指針」を決定しました。令和2（2020）年10月には、企業活動における人権尊重の促進を図るため「「ビジネスと人権」に関する行動計画」が策定され、また、同年12月には、「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、政策・方針決定過程への女性の参画拡大、女性に対するあらゆる暴力の根絶や貧困等生活上の困難に対する支援と多様性の尊重を掲げ、SDGsの達成に寄与することが期待されます。

さらに、令和3（2021）年2月には、「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」が成立し、新たに新型コロナウイルス感染症を含む新型インフルエンザ等の患者等に対する差別的取扱いの防止に係る国および地方公共団体の責務を定める規定が設けられています。

（3）県の動き

岐阜県では、平成4（1992）年に部落差別（同和問題）に関する各種団体等の代表や専門家で構成する外部組織として「岐阜県同和問題啓発連絡協議会」を設置し、部落差別（同和問題）解決のための啓発を推進してきました。その後、様々な人権問題に対応するため、平成14（2002）年に「岐阜県人権・同和問題啓発連絡協議会」、平成15（2003）年に「岐阜県人権啓発連絡協議会」、平成17（2005）年には「岐阜県人権懇話会」と改称し、取り組むべき人権課題に対する意見を聴き、課題の解消に向けた施策に反映する一方、平成12（2000）年には「岐阜県人権啓発センター」を設置し、差別のない、人権が尊重される明るく住みよい社会の実現に向けて各種の人権啓発事業を展開しています。

また、平成14（2002）年に「岐阜県人権同和教育基本方針」、平成15（2003）年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条「地方公共団体の責務」に応え「岐阜県人権施策推進指針」を策定し、地域の実情を踏まえ人権教育・人権啓発に関する推進施策を実施してきました。

平成25（2013）年3月には「岐阜県人権施策推進指針（第二次改定）」を策定し、「一人ひとりの人権が尊重される社会」を目指して、「よく生き合う力」をはぐくむことができる人権教育・人権啓発の推進を重点対策の一つとして位

置づけ、人権尊重の意識を高めるための総合的な取り組みを行っています。

平成30（2018）年には、「岐阜県人権施策推進指針（第三次改定）」を策定し、「県民一人ひとりの人権が尊重される社会」の実現に向け、人権に関する総合的かつ効果的な取り組みを推進しています。

(4) 市の動き

海津市（以下、「本市」という。）は、平成17（2005）年3月の海津町・平田町・南濃町の海津郡3町の合併直後に人権推進関係団体の代表者で組織する「海津市人権・同和行政問題協議会」を設置して人権・部落差別（同和問題）の解消に努めてきました。

さらに従来の取組を継続・発展させることとして、平成18（2006）年6月には「海津市人権教育・啓発推進計画推進本部」を設置して基本計画の策定に着手し、同年8月に「人権についての市民意識調査」を実施、同年12月には「人権尊重の都市」宣言を行い、平成19（2007）年3月に「海津市人権教育・啓発基本計画」を策定し、平成24（2012）年3月には、「海津市人権教育・啓発基本計画（第1次改定版）」を策定しました。

その後は、平成29（2017）年3月に策定した「海津市人権教育・啓発基本計画（第2次改定版）」に基づき、国・県と連携し問題把握に努め人権尊重の観点に立脚して、総合的且つ効果的な取組を推進してきました。具体的には、毎年夏期には、部落差別（同和問題）に特化した「人権同和問題講演会」を開催、冬期には児童生徒による人権・部落差別（同和問題）の標語・ポスター等の優秀賞を発表し、表彰するとともに人権に関する講演会を開催する「人権啓発推進大会」を実施、人権・部落差別（同和問題）に関する標語・ポスター等の優秀作品はリーフレットとして作成し全世帯に配布、例年秋に開催される「産業感謝祭」では人権コーナーを設け、地域の人権擁護委員と共に「人権意識の啓発」を行ってきたほか、教育委員会では、市民の各種生涯学習講座にて「人権同和問題に関するテーマ」をカリキュラムの必須にするなど、部落差別（同和問題）をはじめ、あらゆる差別の解消を願い、さまざまな人権施策に取り組んできました。



(5) 人権関連年表

国連・国・岐阜県・海津市におけるこれまでの取組の概要（年表）				
年	国連等の動き	国の動き	岐阜県の動き	海津市の動き
1947年 (昭和 22 年)		「日本国憲法」施行 「労働基準法」施行		
1948年 (昭和 23 年)	「世界人権宣言」採択	「児童福祉法」施行		
1950年 (昭和 25 年)		「身体障害者福祉法」施行 「生活保護法」施行		
1951年 (昭和 26 年)	「難民の地位に関する条約」採択	「児童憲章」宣言		
1960年 (昭和 35 年)		「精神薄弱者福祉法」施行	「岐阜県青少年保護育成条例」制定	
1962年 (昭和 37 年)			「岐阜県地方改善促進審議会設置条例」制定	
1965年 (昭和 40 年)	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」採択	「同和対策審議会答申」		
1966年 (昭和 41 年)	「国際人権規約」採択		「岐阜県地方改善促進審議会」に諮問	
1967年 (昭和 42 年)			「岐阜県地方改善事業推進協議会設置要綱」制定 「岐阜県地方改善促進審議会答申」	
1968年 (昭和 43 年)	「国際人権年」			
1969年 (昭和 44 年)		「同和対策事業特別措置法」施行	「岐阜県地方改善促進審議会」に諮問	
1970年 (昭和 45 年)		「心身障害者対策基本法」施行	「岐阜県地方改善促進審議会答申」「岐阜県同和対策事業長期基本計画」策定	
1971年 (昭和 46 年)	「人種差別と闘う国際年」「精神遅滞者の権利宣言」採択			
1972年 (昭和 47 年)		「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」施行	「岐阜県同和対策事業長期基本計画」改訂	
1973年 (昭和 48 年)			民生部に「同和対策室」設置	
1974年 (昭和 49 年)			「岐阜県同和教育基本方針」決定	
1975年 (昭和 50 年)	「国際婦人年」「障害者の権利宣言」採択 「国連婦人の 10 年」(1976～1985) 決議採択			
1977年 (昭和 52 年)		「国内行動計画」策定		

国連・国・岐阜県・海津市におけるこれまでの取組の概要（年表）				
年	国連等の動き	国の動き	岐阜県の動き	海津市の動き
1979年 (昭和 54 年)	「国際児童年」「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」採択	「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」「市民的及び政治的権利に関する国際規約」批准		
1980年 (昭和 55 年)	「国連婦人の 10 年」中間年世界会議【第2回】	「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」施行		
1981年 (昭和 56 年)	「国際障害者年」	「今後における同和関係施策について(同和対策協議会意見具申)」「国内外行動計画後期重点目標」策定		
1982年 (昭和 57 年)	「障害者に関する世界行動計画」採択 「国連・障害者の 10 年」(1983~1992) 決議採択	「地域改善対策特別措置法」施行		
1985年 (昭和 60 年)	「国連婦人の 10 年」世界会議 【第3回】	「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」批准		
1986年 (昭和 61 年)	「国際平和年」			
1987年 (昭和 61 年)			「岐阜県婦人行動計画」策定	
1988年 (昭和 62 年)		「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」施行 「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定		
1989年 (平成元年)	「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」採択	「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律(エイズ予防法)」施行 「高齢者保健福祉 10 ヶ年戦略(ゴールドプラン)」策定		
1990年 (平成 2 年)	「国際識字年」			
1991年 (平成 3 年)		「新国内行動計画」第一次改定		
1993年 (平成 5 年)	「世界の先住民の国際年(国際先住民年)」「世界人権会議「ウェーブ宣言及び行動計画」採択 「世界の先住民の国際年の 10 年」(1994~2003) 決議採択 ESCAP「アジア太平洋障害者の 10 年行動課題」決定(1993~2002)	障害者対策推進本部「障害者対策に関する新長期計画」策定 「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改正・施行	「岐阜県老人保健福祉計画」策定	

国連・国・岐阜県・海津市におけるこれまでの取組の概要（年表）				
年	国連等の動き	国の動き	岐阜県の動き	海津市の動き
1994年 (平成6年)	「国際家族年」 「人権教育のための国連10年」(1995～2004) 決議採択 「国連人権教育の10年 (1995～2004)行動計画 採択	「児童の権利に関する 条約（子どもの権利条約）」批准 「高齢者・身体障害者等 が円滑に利用できる特 定建築物の建築の促進 に関する法律（ハートビ ル法）」施行 「新ゴールドプラン」策 定 「男女共同参画室」 設置 「男女共同参画審議会」 設置 「男女共同参画推進本 部」設置	「女と男のはあもにい プラン－ぎふ女性行動 計画」策定	
1995年 (平成7年)	「第4回世界女性会 議」で「北京宣言及び行 動綱領」採択	「精神保健法」から「精 神保健及び精神障害者 福祉に関する法律」へ改 正 「あらゆる形態の人種 差別の撤廃に関する国 際条約（人種差別撤廃条 約）」批准 「人権教育のための国 連10年推進本部」設置 「高齢社会対策基本法」 施行 「障害者プラン（ノーマ ライゼーション7ヶ年 戦略）」策定 「育児休業法」改正（介 護休業制度の法制化）	「岐阜県障害者基本計 画」策定	
1996年 (平成8年)	「貧困撲滅のための国 際年」	「同和問題の早期解決 に向けた今後の方策の 基本的な在り方につい て（地域改善対策協議会 意見具申）」 「男女共同参画社会 2000年プラン」策定 「高齢社会対策大綱」策 定	「ぎふ子どもいきいき 夢プラン（岐阜県子育て 支援計画）」策定	
1997年 (平成9年)	「第1次貧困撲滅のため の国連10年」(1997～ 2006)	「男女雇用機会均等法」 改正 「人権擁護施策推進法」 施行 「人権擁護推進審議会」 設置 「『人権教育のための国 連10年』に関する国内 行動計画」策定 「アイヌ文化の振興並 びにアイヌの伝統等に 関する知識の普及及び 啓発に関する法律」施行	「岐阜県国際協力推進 プラン」策定 「岐阜県同和行政基本 方針」策定	
1998年 (平成10年)		「障害者の雇用の促進 等に関する法律（障害者 雇用促進法）」一部改正 「感染症の予防及び感 染症の患者に対する医 療に関する法律」施行	「岐阜県障害者プラン」 策定 「岐阜県福祉のまちづ くり条例」制定 「岐阜県人権啓発活動 連絡協議会」設置	

国連・国・岐阜県・海津市におけるこれまでの取組の概要（年表）				
年	国連等の動き	国の動き	岐阜県の動き	海津市の動き
1999年 (平成11年)	「国際高齢者年」 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書」採択	「男女共同参画社会基本法」施行 「人権擁護推進審議会答申」(人権教育・啓発のあり方) 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（児童買春・児童ポルノ禁止法）」施行 「ゴールドプラン21」策定 「男女雇用機会均等法」、「労働基準法」、「育児・介護休業法」改正	「ぎふ男女共同参画プラン」策定 「岐阜県人権啓発ネットワーク協議会」設置	
2000年 (平成12年)	「国際感謝年」 「平和の文化国際年」 「児童の武力紛争への参加に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択 「児童買春、児童買春及びポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択 「女性2000年会議」で「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」採択	「成年後見制度等に関する民法の一部を改正する法律」等施行 指紋押印制度の全廃（「外国人登録法」一部改正） 「男女共同参画基本計画」策定 「民事法律扶助法」施行 「刑事訴訟及び検察審査会法の一部を改正する法律」「犯罪被害者の保護を図るために刑事手続きに付随する措置に関する法律」施行 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」施行 「児童虐待の防止等に関する法律」施行 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行	「同和対策課」から「人権同和対策課」へ改称 「岐阜県人権啓発センター」設置 「岐阜県生涯安心計画」策定 「岐阜県青少年育成アクションプラン」策定	
2001年 (平成13年)	「人種主義、人種差別、排外主義、不寛容に反対する動員の国際年」「国連識字の10年」(2003~2012)決議採択	「人権擁護推進審議会答申」(人権救済制度の在り方) 「雇用対策法」改正・施行 「新しい高齢社会対策大綱」策定 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」施行 「男女共同参画会議」設置 「男女共同参画局」設置	「岐阜県地方改善促進審議会」に諮問 「岐阜県地方改善促進審議会答申」	

国連・国・岐阜県・海津市におけるこれまでの取組の概要（年表）				
年	国連等の動き	国の動き	岐阜県の動き	海津市の動き
2002年 (平成14年)		<p>「人権教育・啓発に関する基本計画」策定 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダー責任法)」施行 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行 「身体障害者補助犬法」施行 「障害者基本計画」策定</p>	<p>「岐阜県人権同和教育基本方針」決定 「人権宣言」県議会決議</p>	
2003年 (平成15年)		<p>「個人情報の保護に関する法律」一部施行 「次世代育成支援対策推進法」施行 「裁判の迅速化に関する法律」施行 「少子化社会対策基本法」施行 「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(出会い系サイト規制法)」施行 「労働基準法」改正 「ホームレスの自立支援に関する基本方針」策定</p>	<p>「岐阜県人権施策推進指針」策定 「青少年保護育成条例」を「青少年健全育成条例」に改称 「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」施行 「岐阜県人権啓発連絡協議会」設置</p>	
2004年 (平成16年)	「人権教育のための世界計画」採択	<p>「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行 「人権教育の指導法等の在り方について(第一次とりまとめ)」公表 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正</p>	<p>「岐阜県男女共同参画計画」策定 「岐阜県障害者支援プラン」策定</p>	
2005年 (平成17年)	「国連婦人の地位委員会(北京+10)」開催	<p>「犯罪被害者等基本法」施行 「犯罪被害者等基本計画」策定 「発達障害者支援法」施行 「育児・介護休業法」改正 「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 「個人情報保護法」全面施行</p>	<p>「岐阜県人権懇話会」設置</p>	<p>海津郡3町(海津町・平田町・南濃町)合併により「海津市」成立 「海津市人権・同和行政問題協議会」設置 「海津市子育て夢プラン(次世代育成支援行動計画)」策定</p>

国連・国・岐阜県・海津市におけるこれまでの取組の概要（年表）				
年	国連等の動き	国の動き	岐阜県の動き	海津市の動き
2006年 (平成18年)	国連「人権理事会」設置 「障害者の権利条約」採択	「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行 人権教育の指導法等の在り方について(第二次とりまとめ)」公表 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行 「障害者自立支援法」施行 「公益通報者保護法」施行 「日本司法支援センター(法テラス)」開設 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定 「男女雇用機会均等法」改正	「岐阜県配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 「岐阜県障害福祉計画」策定 「岐阜県青少年健全育成計画」策定	「海津市人権教育・啓発推進計画推進本部」設置 「人権についての市民意識調査」実施 「人権尊重の都市・海津市」宣言 議会議決 「海津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第3期)」策定 「海津市障害福祉計画」策定
2007年 (平成19年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」策定	「岐阜県多文化共生推進基本方針」策定 「安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり条例」施行	「海津市人権教育・啓発基本計画」策定 「海津市男女共同参画プラン」策定
2008年 (平成20年)		「女性の参画加速プログラム」策定	「岐阜県人権施策推進指針(第一次改定)」策定	「海津市障害者計画」策定 「海津市男女共同参画推進条例」施行
2009年 (平成21年)		「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」施行 「人身取引対策行動計画2009」策定	「第2期岐阜県障害福祉計画」策定 「岐阜県高齢者安心計画(第4期)」策定 「岐阜県男女共同参画計画(第2次)」策定 「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第2次)」策定	「海津市障害福祉計画(第2期)」策定 「海津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第4期)」策定
2010年 (平成22年)	第54回女性の地位委員会「北京+15」	「第3次男女共同参画基本計画」策定	「第2期岐阜県障害者支援プラン」策定	「海津市子育て夢プランII(次世代育成支援行動計画)」策定
2011年 (平成23年)		「人権教育・啓発に関する基本計画」の一部変更	「第3期岐阜県障害福祉計画」策定 「第2次岐阜県青少年健全育成計画」策定 「岐阜県人権教育基本方針」決定	「人権についての市民意識調査」実施
2012年 (平成24年)		「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」施行	「岐阜県高齢者安心計画(第5期)」策定 「岐阜県多文化共生推進基本方針」改定	「海津市人権教育・啓発基本計画(第1次改定版)」策定 「海津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第5期)」策定 「第2期海津市障がい者計画」策定 「海津市障害福祉計画(第3期)」策定 「第2次海津市男女共同参画プラン」策定

国連・国・岐阜県・海津市におけるこれまでの取組の概要（年表）

年	国連等の動き	国の動き	岐阜県の動き	海津市の動き
2013年 (平成25年)		「いじめ防止対策推進法」施行 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」施行	「岐阜県人権施策推進指針(第二次改定)」策定	
2014年 (平成26年)		「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行 「障害者の権利に関する条例」批准 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	「岐阜県男女共同参画計画(第3次)」策定 「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第3次)」策定 「岐阜県家庭教育支援条例」施行 「岐阜県青少年健全育成条例」改正	
2015年 (平成27年)		「男女共同参画計画(第4次)」策定 「子ども・子育て支援法」施行 「難病の患者に対する医療等に関する法律」施行 「生活困窮者自立支援法」施行	「第3次岐阜県少子化対策基本計画」策定 「岐阜県ひとり親家庭等自立促進計画(第3期計画)」策定 「岐阜県障がい者総合支援プラン」策定 「岐阜県高齢者安心計画(第6期)」策定	「第4期海津市障害福祉計画」策定 「海津市子ども・子育て支援事業計画」策定 「海津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第6期)」策定
2016年 (平成28年)		「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」施行 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」施行 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」施行 「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」施行	「第3次岐阜県青少年健全育成計画」策定 「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」施行	「人権についての市民意識調査」実施
2017年 (平成29年)			「岐阜県多文化共生推進基本方針」改定	「海津市人権教育・啓発基本計画(第2次改定版)」策定 「第3次海津市男女共同参画プラン」策定 「第3期海津市障がい者計画」策定
2018年 (平成30年)			「岐阜県人権施策推進指針(第三次改定)」策定 「第2期岐阜県障がい者総合支援プラン」策定 「岐阜県高齢者安心計画(第7期)」策定	「海津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第7期)」策定 「第5期海津市障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」策定 「海津市犯罪被害者等支援条例」施行

国連・国・岐阜県・海津市におけるこれまでの取組の概要（年表）				
年	国連等の動き	国の動き	岐阜県の動き	海津市の動き
2019年 (令和元年)	国連総会において、北朝鮮人権状況決議案が無投票で採択	「SDGs 実施指針改定版」を策定 「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」施行 「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」施行 「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」施行	「岐阜県男女共同参画計画（第4次）」策定	「海津市自殺対策計画」策定 「SDGs 日本モデル」宣言に賛同
2020年 (令和2年)		「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」閣議決定 「「ビジネスと人権」に関する行動計画」を策定 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」施行		「人権についての市民意識調査」実施 「第2期海津市子ども・子育て支援事業計画」策定
2021年 (令和3年)		「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」施行 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」「障害者差別解消法一部改正」成立	「第3期岐阜県障がい者総合支援プラン」策定 「岐阜県高齢者安心計画（第8期）」策定 「第4次岐阜県青少年健全育成計画」策定	「海津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）」策定 「第6期海津市障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」策定
2022年 (令和4年)				「海津市人権教育・啓発基本計画（第3次改定版）」策定 「第4次海津市男女共同参画プラン」策定

2 計画改定の趣旨

本市では、平成29（2017）年に策定した「海津市人権教育・啓発基本計画（第2次改定版）」に基づき、基本理念である「人権が尊重され、差別や偏見のない明るく住みよい社会の実現」に向け、多岐にわたり総合的かつ効果的な人権教育・人権啓発に関する施策を推進してきました。

しかし、少子高齢化の進展、社会構造の複雑多様化、世帯構造の変化による高齢世帯や単独世帯などの増加による家族関係の希薄化や地域社会のつながりの希薄化により様々な生活課題、福祉課題を抱える人々が増加しています。人権問題についても複雑多様化しており、人命を軽視した殺人事件の発生、いじめ、家庭内における虐待・暴力、人権を無視した雇用問題などの発生が社会問題となっています。また、近年では、学校でのいじめや女性・子ども・高齢者・障がいのある人など社会的弱者に対する暴行・虐待の増加に加え、インターネットによる人権侵害、性同一性障がい者に対する差別、新型コロナウィルス感染症に関連して、不当な差別、偏見、いじめ等様々な人権問題が発生しています。

このような社会的背景や、国・県の動向を踏まえ、本市においても人権教育・啓発を総合的かつさらに効果的に行うために、「海津市人権教育・啓発基本計画（第3次改定版）」を策定することとしました。

3 計画の目的・性格

本計画は、人権教育・啓発に関する様々な施策の総合的かつ効果的な推進を図ることを目的としたものです。

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、「岐阜県人権施策推進指針(第三次改定)」、「海津市総合計画」との整合を図りながら、本市が今後、取り組むべき人権教育・啓発の推進施策に関する基本方針及び方向性を明示するものです。

本計画の期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5か年とします。

また、本計画の実施に際し、施策ごとにSDGsの関係開発目標を明示して、SDGs推進にも取り組みます。

■ SDGs 17の国際目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



4 計画の基本理念

本計画は、平成18（2006）年12月12日に採択された「人権尊重の都市」宣言に基づき、「人権が尊重され、差別や偏見のない明るく住みよい社会の実現」をめざして策定するものです。

この基本理念は、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」における人権尊重の理念（自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権共存の考え方）及び岐阜県の「人権施策推進指針」における基本理念（一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向け、総合的に人権に関する取組を推進すること）に準ずるものです。

〔基本理念〕

人権が尊重され、差別や偏見のない 明るく住みよい社会の実現

すべての市民の人権が尊重される社会を実現していくためには、市民、学校、企業、行政が一体となり、それぞれの役割分担のもとに本計画を推進していくことが重要です。



1 人権一般の普遍的な視点からの取組

(1) 人権教育

【現状と課題】

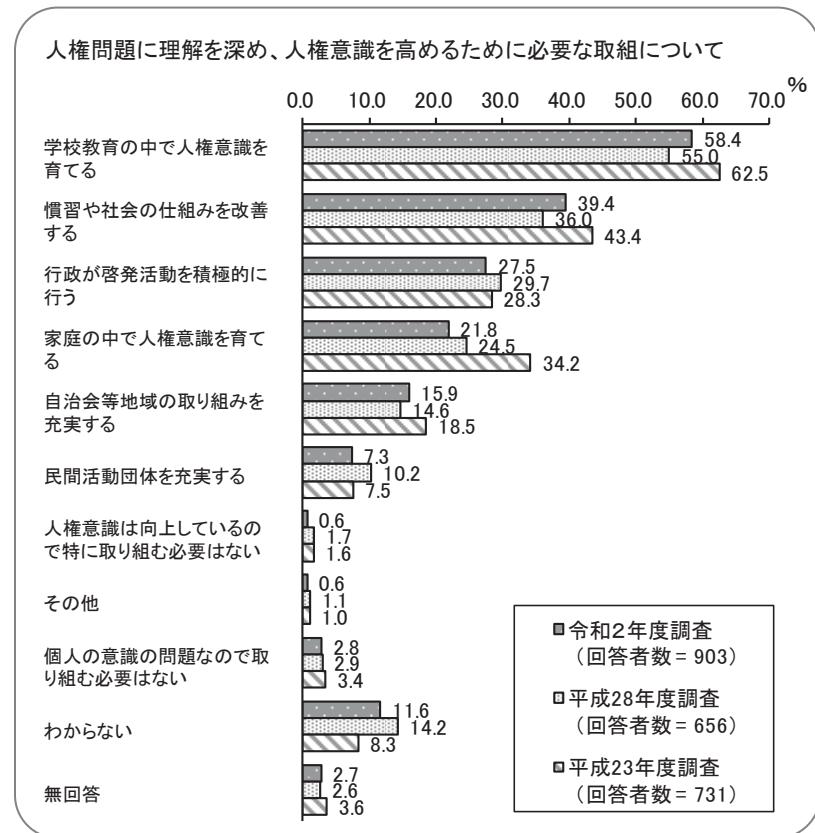
人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第2条）を指し、生涯学習の視点に立ち、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、市民一人ひとりのライフステージに合わせ、子どもから大人に至るまで継続して実施されることが必要です。

文部科学省では、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律及び「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14（2002）年閣議決定、平成23（2011）年一部変更）を踏まえ、学校教育における人権教育に関する指導方法等について検討を行い、平成20（2008）年3月に「第3次とりまとめ」を公表しました。また、道徳教育の一層の充実を図るため、平成30（2018）年度から小学校、令和元（2019）年度から中学校において「特別の教科 道徳」を全面実施しています。

本市の各小中学校では、人権について考える取組を継続して行うとともに、12月の人権週間に「ひびきあい集会」を位置づけて人権問題への理解を深めたり、人権意識を高めたりできるようにしています。小中学校の教職員に対しては、講演会又は研修会への参加を通して人権感覚の涵養と人権意識の高揚を図っています。

さらに、小学校・認定こども園での人権教育の支援として、市内の人権擁護委員による学校訪問があり、人権劇などを行って人権意識を育てています。

市民意識調査によると、人権問題に理解を深め、人権意識を高めるために必要な取組について、「学校教育の中で人権意識を育てる」の割合が最も高く58.4%、「慣習や社会の仕組みを改善する」の割合が39.4%、「家庭の中で人権意識を育てる」の割合が21.8%となっており、家庭や学校、地域社会における人権教育の充実が求められています。



生涯にわたって豊かな人権感覚を^{つちか}育^{つちか}ううえで家庭の果たす役割は極めて重要であり、なかでも、人間形成の基礎を^{つちか}う幼少期に、家庭での遊びやしつけ、家事や家族のふれあいなど、日常生活を通じて豊かな情操や思いやりの心、自立心などを育みながら、発達段階に応じて基本的な社会ルールを教えていくことが大切です。

また、人格形成に大きな影響のある学齢期での人権尊重のための教育の中心的役割を担う学校教育において、児童生徒の発達段階に対応し、それぞれの実態に即して創意に富んだ教育を行うとともに、家庭や地域における日常のつきあいの中で培われる人権感覚や人権意識を高めるため、地域の住民に対する社会教育活動や交流活動などで活発に推進するとともに、WEB等で研修や講座が受けられるようにしていくことが必要です。

本市の社会教育では、ネット被害から子どもたちを守るために、平成28(2016)年11月に海津市青少年育成市民大会で「あったかい絆宣言」が公表され、毎年度、子ども、家庭(親)、地域、学校が一丸となった取組が行われています。

家庭教育講演会や家庭教育学級でも、情報モラル等の重要性を認識してもらえるよう啓発を行っています。

【施策の方向】

No.	推進施策	内容	担当課
1	発達段階に応じた学校教育	○幼児期においては豊かな体験活動を通して道徳性の芽生えを培い、小中学校では自己を見つめる力と他を思いやる心を育て、教師と児童生徒、児童生徒相互の信頼関係を築き、一人ひとりの人格や尊厳を大切にした教育の充実に努めます。	学校教育課
2	教職員研修の充実	○教職員の人権に関する意識・感覚の向上を図り、人権尊重の理念を正しく理解し、伝えることのできる人材の育成、研修等の充実を図ります。	学校教育課
3	人権推進関係団体への支援	○人権擁護委員が行う学校訪問活動を支援します。	学校教育課
4	学校と家庭・地域の連携の充実	○小中学校等と家庭及び地域の連携を図り、総合的な人権教育が実施できる体制をつくります。	学校教育課
		○「あったかい絆宣言」の内容に沿った取組を促進します。	社会教育課
5	生涯学習の充実	○家庭教育学級をはじめ、成人教育講座や高齢者学級など生涯学習における人権研修の充実を図ります。 ○「人権啓発推進大会」を学習内容に位置づけ、人権学習の機会の充実を図ります。	社会教育課
6	地域活動を支える担い手の育成	○子育て支援関係団体等の青少年育成に携わっている方々を対象に家庭教育講演会を開講するなど、市民による自主的な活動を支援します。 ○家庭教育講演会や家庭教育学級において、情報モラル等の重要性を認識し、家庭や地域で取り組むよう、啓発を行います。	社会教育課
7	人権推進関係団体への支援	○人権擁護委員が行う相談や交流事業などの社会活動を支援します。	市民活動推進課

【関係する SDGs の開発目標】



(2) 人権啓発

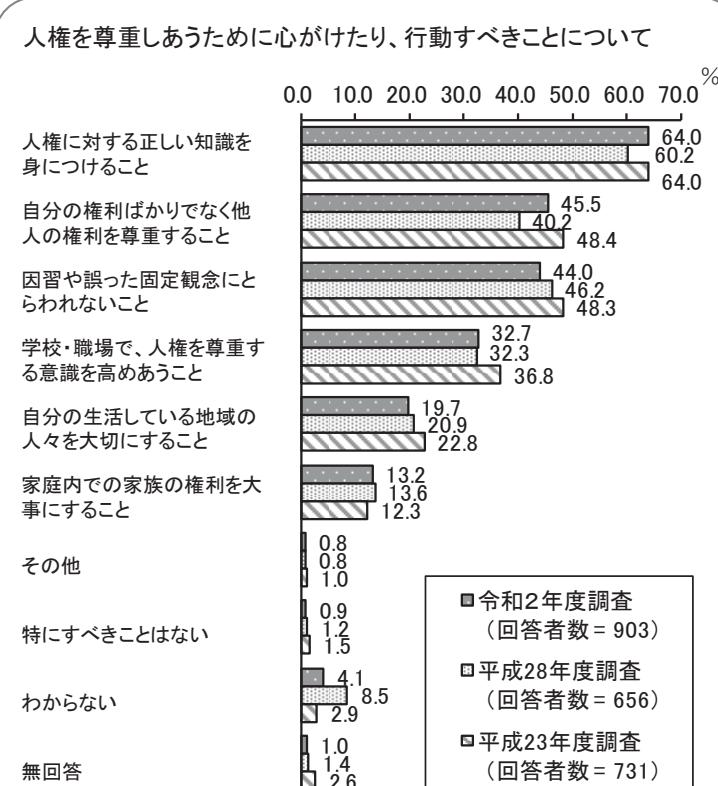
【現状と課題】

人権啓発とは、「人々に人権尊重の理念を普及させ、これに対する理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動」（人権教育・啓発推進法第2条）を指し、人権教育と同様に、市民一人ひとりのライフステージでほかの人の人権に配慮した行動をとることが日常生活の中に根付くよう、「人権・同和問題講演会」「人権啓発推進大会」などの講演・研修や、「人権」をテーマにした作文やポスター、標語の募集を行い、優秀作品によるリーフレットの作成など啓発物品の配布や広報活動などの事業を、継続して推進する必要があります。

本市は、平成18（2006）年12月12日に、人権尊重都市宣言をしました。しかし、依然としてさまざまな分野における人権問題が存在し、新型コロナウイルス感染症に起因した差別など、人権にかかわる問題はより多様化しており、国、県、人権擁護委員と連携を図り、継続して人権意識の高揚を図っていく必要があります。

市民意識調査では、人権問題に理解を深め、人権意識を高めるために必要な取組について、「行政が啓発活動を積極的に行う」の割合が27.5%となっています。

また、人権を尊重しあうために心がけたり、行動すべきことについて、「人権に対する正しい知識を身につけること」の割合が最も高く64.0%、「自分の権利ばかりでなく他人の権利を尊重すること」の割合が45.5%、「因習や誤った固定観念にとらわれないこと」の割合が44.0%、「学校・職場で、人権を尊重する意識を高めあうこと」の割合が32.7%となっており、人権に対する意識を高め、正しい理解をすることが重要です。



あらゆる人権問題に対して、誰もが関心を持ちそれぞれの問題に関して正しい理解をするため、人権問題に関する講演・研修をはじめ、広報などを通じてより効果的な人権啓発活動が必要です。

【施策の方向】

No.	推進施策	内容	担当課
8	「人権尊重の都市」宣言の周知	○「差別のない明るく住みよいまちの実現」をめざす「人権尊重の都市」宣言の趣旨を広く普及し、人権意識の高揚を図ります。	市民活動推進課
9	人権作品の募集	○市内小中学校の児童生徒を対象に「人権」をテーマにした作文やポスター、標語の募集を行い、優秀作品によるリーフレットなど啓発物品の配布と併せ、児童生徒の人権教育と市民の人権意識の高揚を図ります。	市民活動推進課
10	人権講演会の充実	○「人権・同和問題講演会」や「人権啓発推進大会」などを開催し、有識者による講演及び関連冊子・物品の配布を通して広く市民の人権啓発に努めます。	市民活動推進課
11	人権擁護委員活動の支援	○人権相談会 会場の確保と市報・ホームページによる開催告知で支援します。 ○街頭啓発 産業感謝祭など市主催イベントでの啓発活動を支援します。 ○市役所内に常設人権相談窓口を設置し、人権擁護委員または管轄法務局との連絡・調整を図ります。	市民活動推進課
12	国との連携	○特設人権相談所管轄法務局が開催する相談会に対して、会場の確保と市報・ホームページによる開催告知で支援します。 ○市報などを活用した人権週間の告知など、国との連携により人権尊重の理念の普及に努めます。	市民活動推進課

【関係する SDGs の開発目標】



2 様々な人権課題に対する取組

(1) 女性

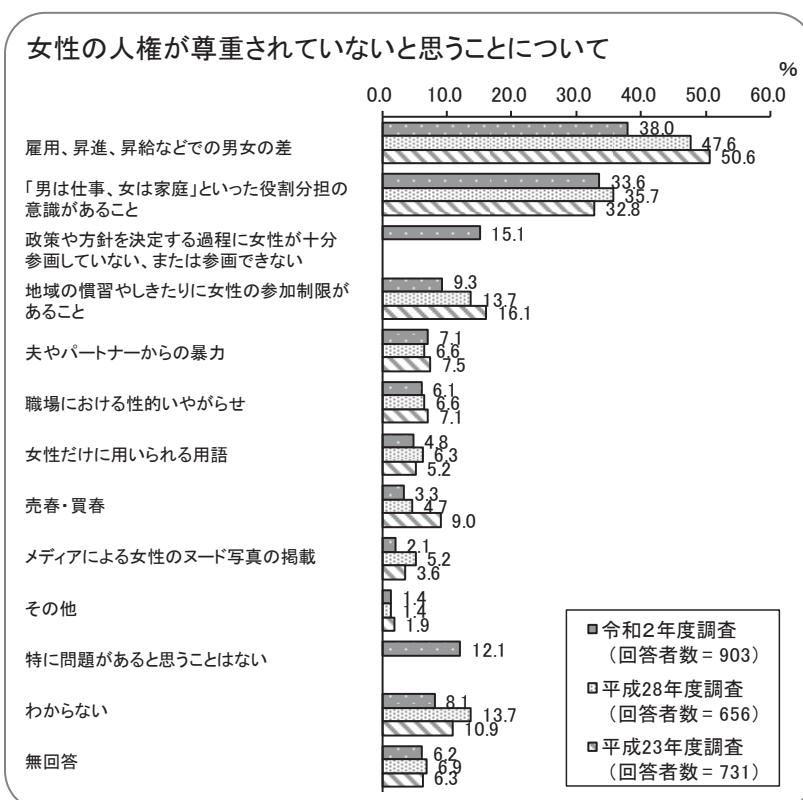
【現状と課題】

日本国憲法では、政治的、経済的又は社会的関係における両性の平等が明示されています。

国では「男女共同参画社会基本法」の制定、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」の制定・改正、「雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」「育児・介護休業法」等の改正、「子ども・子育て支援法」の制定、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の施行など女性の人権、男女の働き方、子育て支援など、男女共同参画に関わる法整備が進んでいます。

しかし、人々の意識や行動、社会の慣習などには、今なお固定的な性別役割分業意識が残っており、そのことが社会生活のさまざまな場面において、女性の社会参画への妨げとなっています。また、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント及びマタニティ・ハラスメントなど女性に対する人権侵害も起こっています。

市民意識調査によると、女性の人権が尊重されていないと思うことについて、「雇用、昇進、昇給などでの男女の差」の割合が最も高く38.0%、「男は仕事、女は家庭」といった役割分担の意識があること」の割合が33.6%となっています。



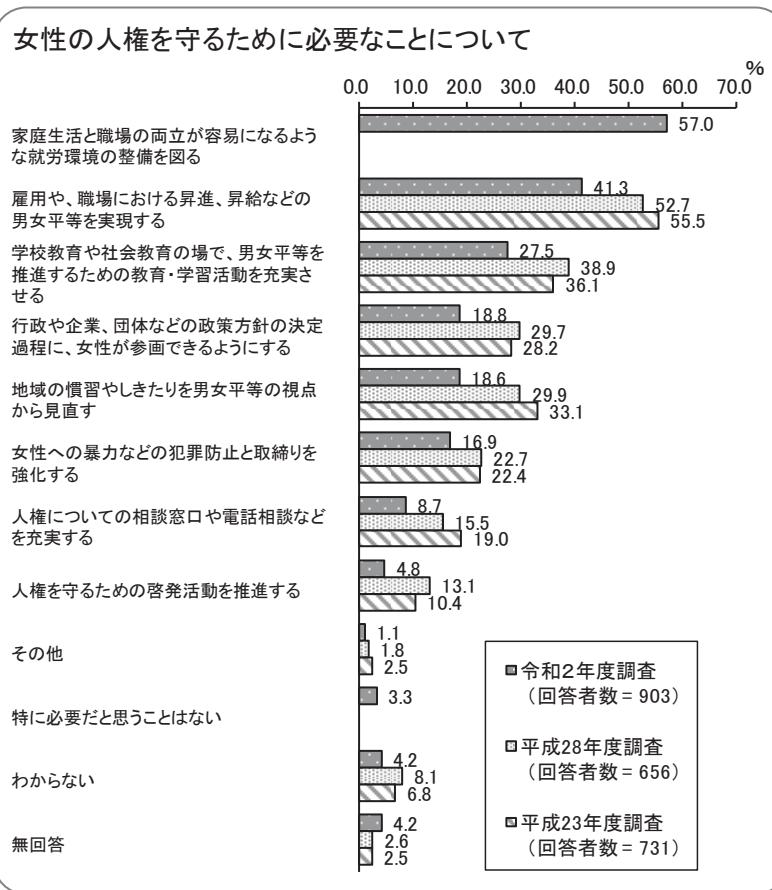
また、女性の人権を守るために必要なことについて、「家庭生活と職場の両立が容易になるような就労環境の整備を図る」の割合が最も高く57.0%、「雇用や、職場における昇進、昇給などの男女平等を実現する」の割合が41.3%となっています。

職場における男女不平等を解消し、女性が活躍できるような取組への支援が必要です。

また、男女が対等なパートナーとして、家庭生活や仕事に参画し、同様の責任を担うためにも、固定的な性別役割分担意識を払拭し仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス）を図る社会環境づくりとあわせ、女性に対するさまざまな暴力を根絶するための取組が重要です。

本市では、女性活躍推進計画、DV防止計画が一体となった「第4次海津市男女共同参画プラン」を策定して、男女が共に責任を分かち合い、仕事を含む社会生活と家庭生活の調和が図られることで、あらゆる分野・場面において個々の個性や能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に取り組んでいくための総合的な施策を推進しています。

【施策の方向】



No.	推進施策	内容	担当課
13	施策・方針決定の場における女性の参画の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画社会を実現するため、各種審議会、委員会等、施策・方針決定の場において、女性の意見が反映されるよう、女性委員の登用を積極的に推進します。 ○企業・団体の役員、管理職や地域活動のリーダーなど、重要ポストへの女性の積極的登用の働きかけを実施 	市民活動推進課 商工観光課

No.	推進施策	内容	担当課
14	男女共同参画社会の実現に向けた啓発	○男女共同参画社会を実現するため、女性活躍推進計画、DV防止計画を一体的・総合的に盛り込んだ「海津市男女共同参画プラン」に掲げる「男女共同参画セミナー」等を実施し、固定的な性別役割分担意識の解消や仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス）等の啓発を行います。	市民活動推進課
15	女性等に対するあらゆる人権侵害の防止	○暴力は、身体的・心理的を問わず、基本的人権をおびやかし、被害を受けた方に深刻な影響を及ぼすため、配偶者等からの暴力（DV）をはじめ、ハラスメント、性犯罪等、あらゆる暴力を予防するために、市民の認識を高める意識啓発や予防啓発を行います。 ○配偶者等からの暴力（DV）等の被害者を対象とする相談窓口を設置するとともに、関係機関とも連携しながら支援体制を強化し、被害者がひとりで悩まず問題解決が図れるよう努めます。	社会福祉課

【関係する SDGs の開発目標】



(2) 子ども

【現状と課題】

すべての子どもの人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進などに関しては、日本国憲法をはじめ、児童福祉法や児童憲章、教育基本法などにおいて基本原理・理念として示されています。

国では国連の「児童の権利に関する条約」を批准し、「児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」「児童虐待の防止等に関する法律」「いじめ防止対策推進法」の施行、「児童福祉法」の改正など、子どもの人権擁護に積極的な取組を行っています。

しかし、近年、急激な社会構造の変化に伴い、少子化や核家族化、貧困格差、ひとり親家庭の増加、人間関係の希薄化や地域における教育力の低下などにより、子育ての孤立化も進んできており、スマートフォンやインターネットの普及、有害な図書やテレビ番組などによる大量の情報も氾濫しています。これらのことから児童買春、児童ポルノ、薬物乱用など子どもの健康や福祉を害する犯罪が発生しているとともに、学校においては、いじめ、不登校、体罰など、家庭や地域においては、少年非行、家庭内暴力、ヤングケアラー、スマートフォンを介したインターネット上の書き込みによるトラブルなど、子どもたちの人権をめぐる問題が深刻化しています。

このような状況に対して、本市では、多様な子育てに関する家庭教育を支援するために、海津市家庭教育推進協議会を設置し、海津市にこにこ子育て支援事業を展開し、幅広く子育て相談や子育てに関する講座などを実施しています。学校教育では、市民が心豊かな一人一人がともに生きる喜びを感じる教育を目指し、「世代をつなぐ」「地域をつなぐ」「心をつなぐ」を基本に、生き方を育み、愛情と思いやり溢れる人をつくることに取り組んでいます。

また、令和2(2020)年に「第2期 海津市子ども・子育て支援事業計画」を策定して、総合的な子育て支援施策を推進しています。その中において、同年11月には、「子育て世代包括支援センター」を庁舎内（こども課・健康課）に設置し、妊娠期から子育て期にわたる保護者の悩み相談や孤立感などの軽減を図るほか、子育てに関する様々な情報提供を行い、必要に応じて関係機関と連携を図り、切れ目のない包括的支援につとめています。

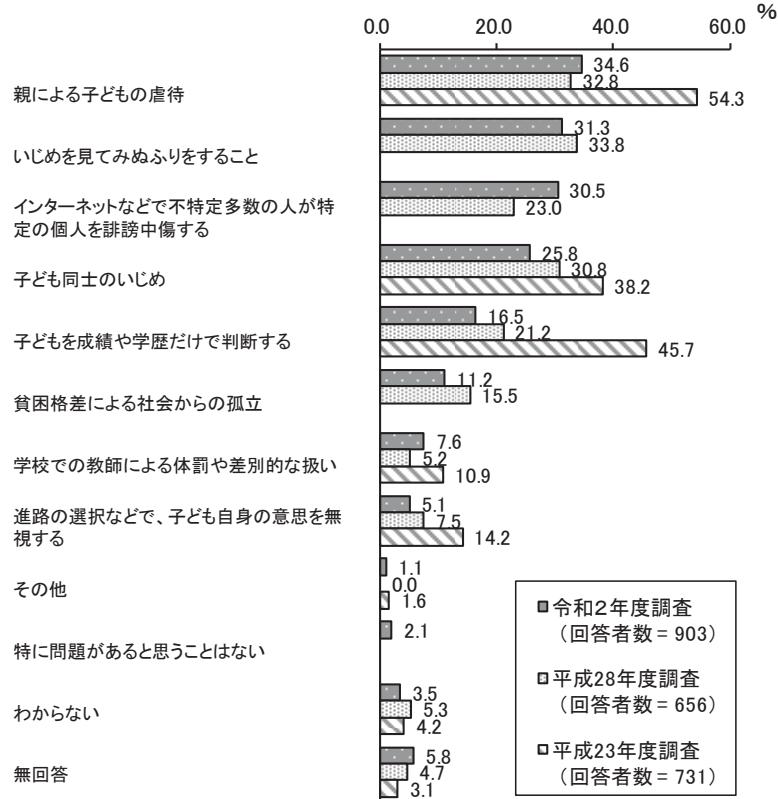
市民意識調査によると、子どもの人権が尊重されていないと思うことについて、「親による子どもの虐待」の割合が最も高く34.6%、「いじめを見てみぬふりをすること」の割合が31.3%、「インターネットなどで不特定多数の人が特定の個人を誹謗中傷する」の割合が30.5%となっています。

また、児童虐待を発見したときの行動について、「子ども相談センターや福祉事務所に知らせる」の割合が53.2%、「民生委員・児童委員や主任児童委員に知らせる」の割合が14.0%と、約7割の市民が通報の義務を意識している一方で、「どこ（誰）へ知らせたらいいのかわからない」の割合が21.4%となっています。

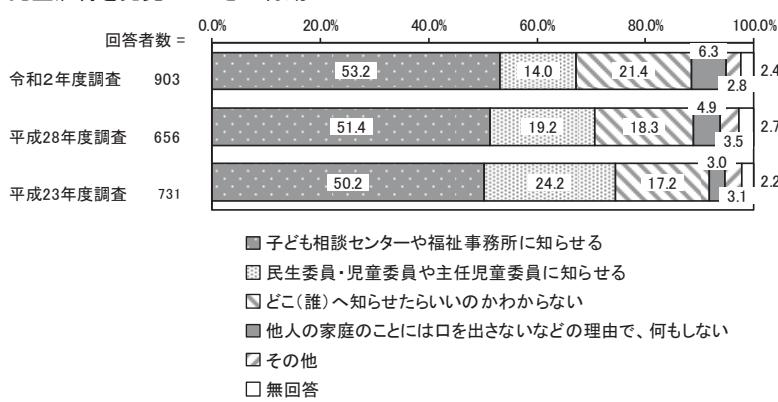
児童虐待については、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えると共に、早期発見、早期対応に努めることが重要であることから、「海津市総合教育会議」などの機能強化を図るとともに、家庭・学校・地域が連携し、地域社会全体の取組による子育て家庭への支援体制が求められています。

今後も、人権尊重の教育の充実による人権感覚を身に付けた子どもの育成に努め、いじめや虐待の早期発見、未然防止をめざした体制づくりが必要です。

子どもの人権が尊重されていないと思うことについて



児童虐待を発見したときの行動について



【施策の方向】

No.	推進施策	内容	担当課
16	子どもの権利についての啓発	○子どもは単に保護・指導の対象であるだけでなく、基本的人権の享有主体として最大限に尊重されるように、子どもの権利の周知啓発を行うとともに、海津っ子議会をはじめ、子どもが社会や行政に参加する機会提供に努めます。	市民活動推進課
17	児童虐待の防止と早期対応	○保護者の悩みなどの軽減を図るために、子育て相談窓口の充実を図ります。 ○子育て世代包括支援センターや子育て支援センター、西濃子ども相談センター、学校、警察等の関連機関との連携を充実するなど、早期に発見・対応できる体制の強化を図るとともに、虐待を発見した市民には市などへの通報義務があることなど、必要な事柄の啓発に努めます。 ○児童虐待の急増等に伴い、保護が必要な子どもを自分の家庭で引き取って育てる「里親制度」の周知・活用等に努めます。	社会福祉課 健康課 社会教育課 こども課
18	子どもの人権意識の育成	○学校教育において、確かな学力の定着を図るとともに、心の教育に焦点をあてたボランティア活動、自然体験活動、異世代交流などを積極的に推進します。	学校教育課
19	いじめ等に対する取組の推進	○学校教育や社会教育等の機会を通じ、いじめの根絶を目指します。また、子ども一人ひとりに適切な対応が図られるよう、「海津市総合教育会議」において課題の協議・調整などを行い、学校、家庭、地域や関係機関などの連携強化に努めます。 ○不登校の未然防止や不登校児童生徒に対しては、各学校や適応指導教室、専門家と連携した相談・指導体制の充実に努めます。	教育総務課 学校教育課 社会教育課

【関係する SDGs の開発目標】



(3) 高齢者

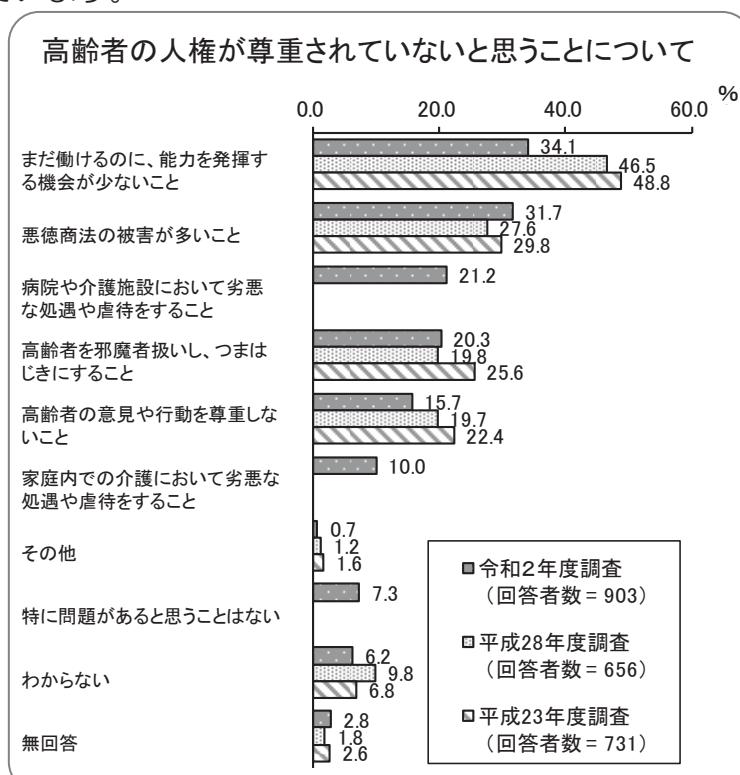
【現状と課題】

わが国では、出生率の低下と平均寿命の伸長等を要因として、少子・高齢化が進行しており、全国民の4人に1人が65歳以上の高齢者となる超高齢社会を迎えていきます。このような中、年齢を理由に一部の社会参加の機会が奪われることや、身体的虐待、話をしないなどの心理的虐待、経済的虐待や食事や介護の放棄のほか、高齢者を狙った詐欺事件の被害など「人間としての尊厳」が否定されるケースが見られます。

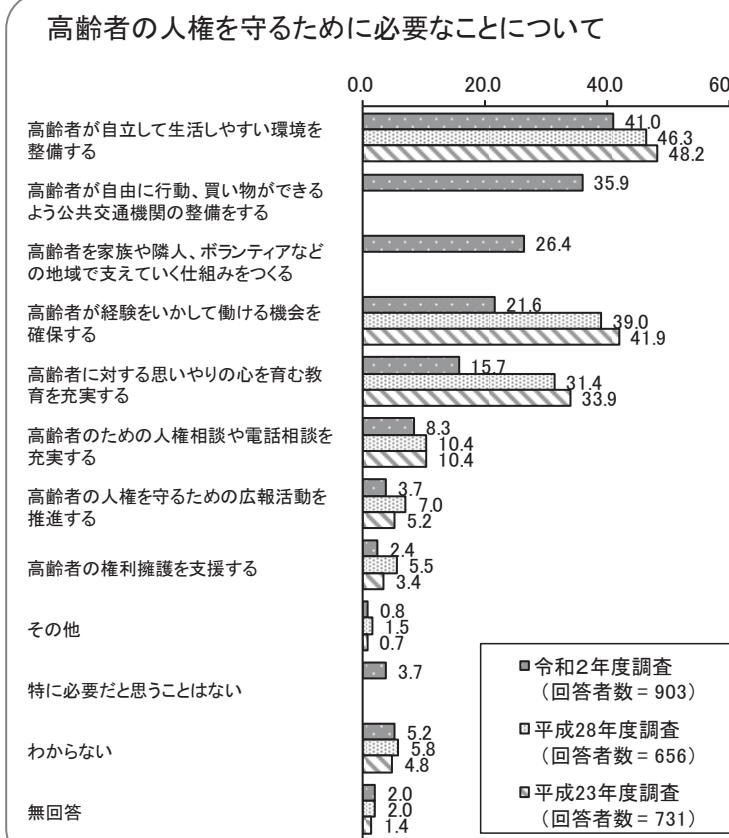
国では「高齢社会対策基本法」「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行、「新しい高齢社会対策大綱」の策定など、様々な対策がとられています。

本市においても例外なく高齢化は進行しており、令和3（2021）年4月1日の高齢化率は34.2%、後期高齢化率15.9%となっています。進行する高齢化に対応するため、「海津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者の暮らしを支援しています。

市民意識調査によると、高齢者的人権が尊重されていないと思うことについて、「まだ働けるのに、能力を発揮する機会が少ないと」の割合が最も高く34.1%、「悪徳商法の被害が多いこと」の割合が31.7%、「病院や介護施設において劣悪な待遇や虐待をすること」の割合が21.2%となっています。



高齢者的人権を守るために必要なことについては、「高齢者が自立して生活しやすい環境を整備する」の割合が最も高く41.0%、「高齢者が自由に行動、買い物ができるよう公共交通機関の整備をする」の割合が35.9%、「高齢者を家族や隣人、ボランティアなどの地域で支えていく仕組みをつくる」の割合が26.4%となっています。また、高齢者のための人権相談や電話相談の充実、人権を守るために広報活動の推進についても求められています。



生涯学習講座の「悠久樂習講座」「高齢者学級」等で人権講座を設けていますが、令和2（2020）年度は、コロナ禍の影響で開設できませんでした。

生涯を健康で生きがいを持ちながら地域の中でいきいきと暮らせるよう、高齢者の経済的な自立と、能力やその経験をいかした社会参加への支援が必要です。

また、認知症や寝たきり、一人暮らしなど自らの意思を表明することが困難な高齢者も増加が予測されます。このため、高齢者の財産や暮らしを守るため、成年後見制度を必要とする高齢者が確実に利用できる体制づくりなど、高齢者の権利擁護を図るとともに、高齢者に対する差別や偏見の解消を図るための人権教育・啓発が必要です。



【施策の方向】

No.	推進施策	内容	担当課
20	高齢者の人権についての啓発	○高齢者の人権が尊重され、生きがいを持って暮らしていくまちの実現をめざして、人権意識の高揚・啓発を推進します。	市民活動推進課
21	高齢者の就労機会の拡大	○高齢者やシルバー人材センター会員などの活動を支援し、人権に配慮した雇用・就労機会の拡大に努めます。	高齢介護課 商工観光課
22	高齢者の社会参加機会の拡充	○高齢者の持つ豊富な経験と知識を生かせるよう、高齢者的人権を尊重した社会参加の支援に取り組みます。	高齢介護課
23	高齢者の権利擁護	○地域包括支援センター、介護事業者や家族などとの連携を密にし、判断能力などが不十分である高齢者の権利擁護を図るとともに、高齢者の虐待防止から、早期発見・早期対応に努めます。 ○支援困難事例や権利侵害への対応について迅速に対応し、人権・権利擁護を目的として、積極的に支援を行います。 ○高齢者の家族、地域の人や介護事業者と情報を共有し、高齢者の消費者被害防止に努めます。	高齢介護課 地域包括支援センター 商工観光課
24	相談体制の充実	○高齢者やその家族が利用しやすい相談体制の充実を図ります。また、市職員等の相談への対応力強化を図ります。	市民活動推進課 高齢介護課 地域包括支援センター
25	高齢者への情報提供の充実	○必要な情報が確実に提供できるよう、高齢者それぞれの状況に応じた情報提供の方法と機会の充実に努めます。	市民活動推進課 高齢介護課 地域包括支援センター
26	高齢者の学習機会の充実	○年齢にかかわらず、生涯を通じて自らの思いのまま自由に学び、地域でいきいきと暮らしつづけられるよう、高齢者学級を中心に生涯学習の充実を図ります。	社会教育課

【関係する SDGs の開発目標】



(4) 障がいのある人

【現状と課題】

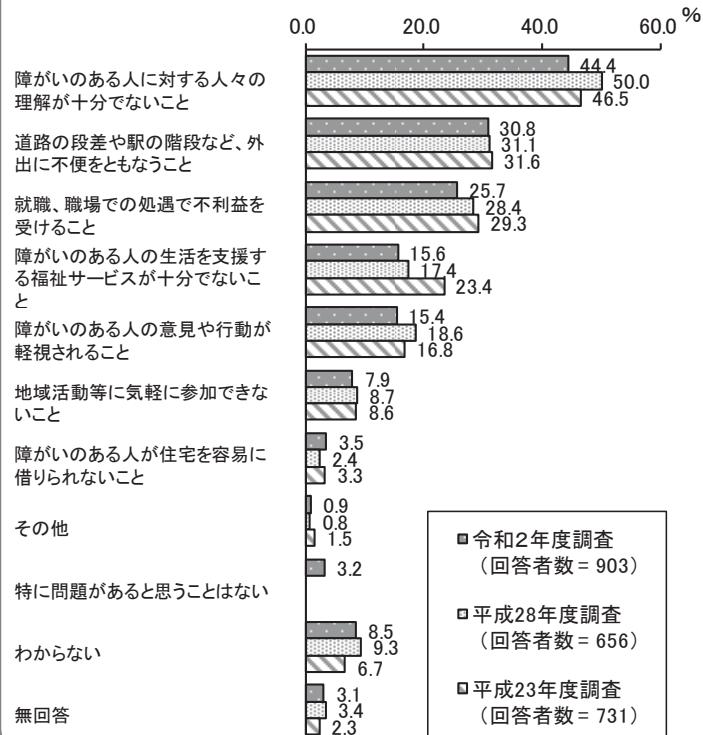
障がいのある人や高齢者にかかわらず、すべての人が共に住み、共に生きる社会を築くというノーマライゼーションの理念や、障がいの有無、年齢、性別、文化等の違いにかかわらず、誰もが安心して快適に暮らせる社会（ユニバーサル社会）という考えについては日常生活に浸透してきています。

国では「障害者基本法」の改正をはじめ、「障害者総合支援法」、「障害者虐待防止法」、「障害者差別解消法」の施行、「障害者雇用促進法」、「発達障害者支援法」の改正など様々な制度改革が進められており、障がいのある人の自立と社会参加の促進が図られています。

本市では、身体障がいの手帳所持者数はやや減少傾向であるのに対し、知的障がい・精神障がいの手帳所持者数、精神疾患での医療機関受診者数が年々増加傾向にあり、日常生活の中で行動・認知面、集団行動等で課題を抱えている人、発育や発達の遅れが見つかる児童の割合も増加しています。平成28（2016）年度には「第3期障がい者計画」、令和2（2020）年度に「第6期海津市障害福祉計画」と「第2期海津市障害児福祉計画」を策定し、障がいのある人が安心して生活できるように、医療費の助成や福祉サービスに関する情報提供、さらには令和3（2021）年10月に、「海津市基幹相談支援センター」を庁舎内（社会福祉課）に設置し、相談窓口などの支援体制を整え、関係機関との連携を図りながら、個々のニーズに応じた適切な支援を行っています。

市民意識調査によると、障がいのある人の人権が尊重されていないと思うことについて、「障がいのある人に対する人々の理解が十分でないこと」の割合が最も

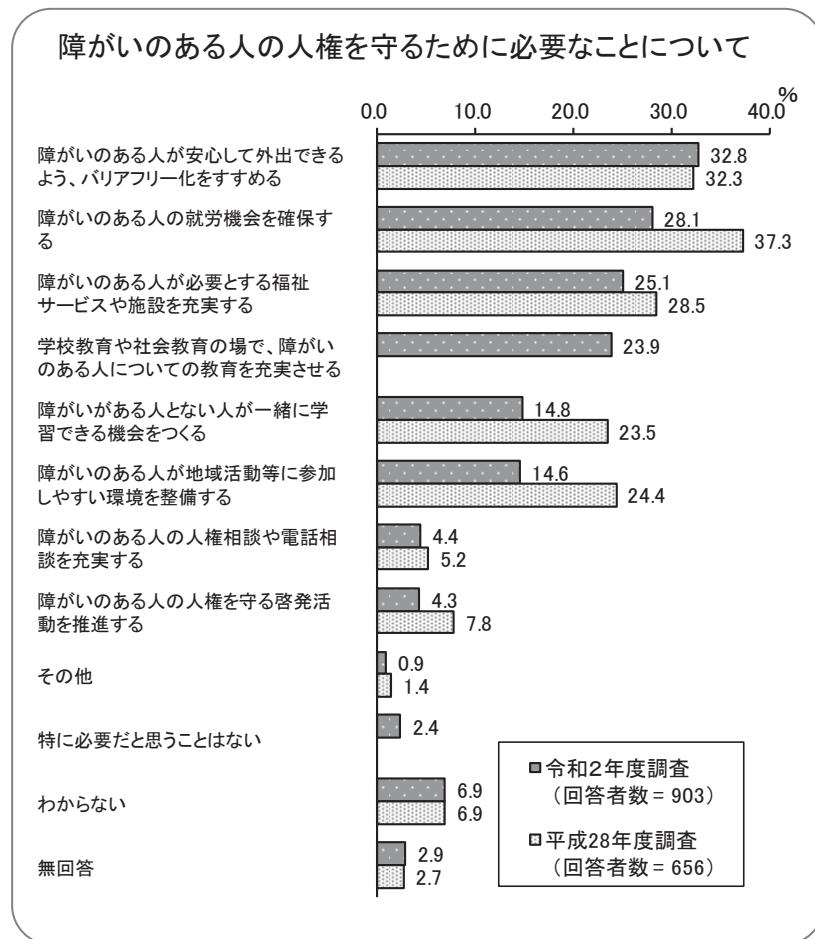
障がいのある人の人権が尊重されていないと思うことについて



高く44.4%、「道路の段差や駅の階段など、外出に不便をともなうこと」の割合が30.8%、「就職、職場での処遇で不利益を受けること」が25.7%となっています。

また、障がいのある人の人権を守るために必要なことについて、「障がいのある人が安心して外出できるよう、バリアフリー化をすすめる」の割合が最も高く32.8%、

「障がいのある人の就労機会を確保する」の割合が28.1%、「障がいのある人が必要とする福祉サービスや施設を充実する」の割合が25.1%、「学校教育や社会教育の場で、障がいのある人についての教育を充実させる」の割合が23.9%となっています。



障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう、障害福祉サービス及び地域生活支援事業等の提供により、生活の場・雇用の場・社会活動の場の確保に努めるとともに、保健・医療・福祉サービスの量的、質的な充実を図ることが必要です。

発達障がい等については、早期発見と療育が大切であり、保健・福祉・教育等の関係機関が密接に連携し長期的に適切な支援が行えるような体制の構築、連携強化が必要です。

また、市民一人ひとりが障がいのある人への正しい理解を深めるように市報や市ホームページなどを積極的に活用し、啓発や交流事業を推進することが必要です。

このほか、「避難行動要支援者支援制度」への登録推進、防災担当と連携しての災害弱者における早期避難の啓発、障がい者の避難における問題点の把握のほか、避難所での生活や行動（プライバシー配慮・電源の確保・障がいの内容による特性への配慮など）の支援についても対策を講じていく必要があります。

【施策の方向】

No.	推進施策	内容	担当課
27	発達障がい児（者）への支援の充実	○発達支援センターくるみを中心に、関係機関の連携による発達障がい等の早期発見・早期療育の推進と、乳幼児期から成長期までのライフステージに合わせたとぎれのない支援を行います。	社会福祉課
28	障がいのある人の就労機会の拡大	○障がいのある人の自立を促進するため、西濃地域障がい者就業・生活支援センター、大垣公共職業安定所等と連携し、一般企業への就労や福祉的就労への啓発を図り、障がいのある人の個性と能力に応じた就労・雇用機会の提供に努めます。	社会福祉課
29	障がいのある人の権利擁護	○相談窓口の充実を図るとともに、事業者や家族、関係機関が連携し支援を行い、虐待などの発見・防止に努めます。 ○虐待を発見した市民には市などへの通報義務があることなど、必要な事柄の周知啓発を図ります。 ○障がいのある人への理解、差別や偏見解消のため、障害者差別解消法の周知啓発を図ります。	社会福祉課
30	ともに学び、互いを尊重しあえる学校教育の推進	○障がいのある子どもたちの教育環境の充実を図ります。また、障がいの有無にかかわらず、ともに学ぶ喜びをすべての子どもたちが享受できる学校教育を推進します。	学校教育課
31	障がいの有無にかかわらず暮らしやすい社会基盤の整備推進	○障がいの有無にかかわらず、すべての市民が等しく社会にかかりわり、ともに地域で暮らし続けられるよう、啓発と社会基盤の整備を推進します。	社会福祉課
32	相談支援体制等の強化	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に規定された「基幹相談支援センター」を設置し、身体・知的・精神の各障がいに対応する総合的・専門的相談や、障がい者の権利擁護等の実施により、地域の相談支援体制の強化に努めます。	社会福祉課

【関係する SDGs の開発目標】



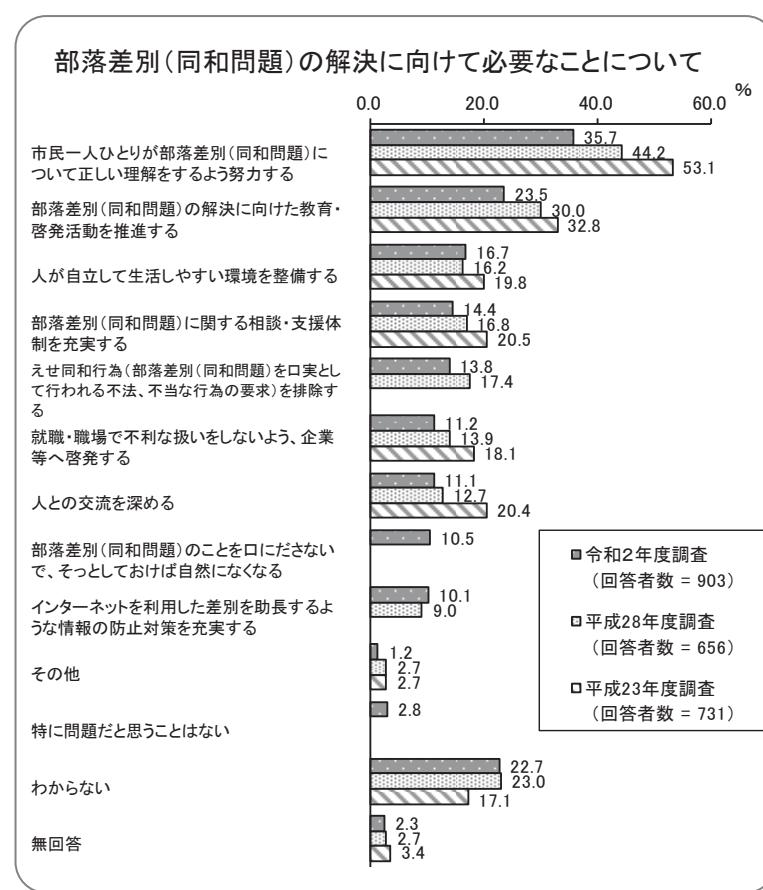
(5) 部落差別（同和問題）

【現状と課題】

部落差別（同和問題）とは、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、今なお、日常生活の上で様々な差別を受けるなど、我が国固有の人権問題です。

部落差別（同和問題）に対する差別や偏見の意識は、時代を経て全体的には解消に向かいつつあると言われていますが、今日でも結婚問題をはじめとする様々な差別が根強く残り、新たにインターネット上の差別事象などが発生しています。また、この問題の解消を妨げる原因のひとつに「えせ同和行為」があります。この行為は、部落差別（同和問題）の解決に真摯に向き合い、人権教育、人権啓発に取り組んできた人々の行為を台無しにするだけでなく、この問題を間違った方向に導くなど大きな阻害要因となっており、行政や団体、企業は、密接に連携してこうした行為に毅然たる態度で対処することが重要です。

市民意識調査によると、部落差別（同和問題）の解決に向けて必要なことについて、「市民一人ひとりが部落差別（同和問題）について正しい理解をするよう努力する」の割合が最も高く35.7%、「部落差別（同和問題）の解決に向けた教育・啓発活動を推進する」の割合が23.5%、「人が自立して生活しやすい環境を整備する」の割合が16.7%、「部落差別（同和問題）に関する相談・支援体制を充実する」の割合が14.4%となっています。



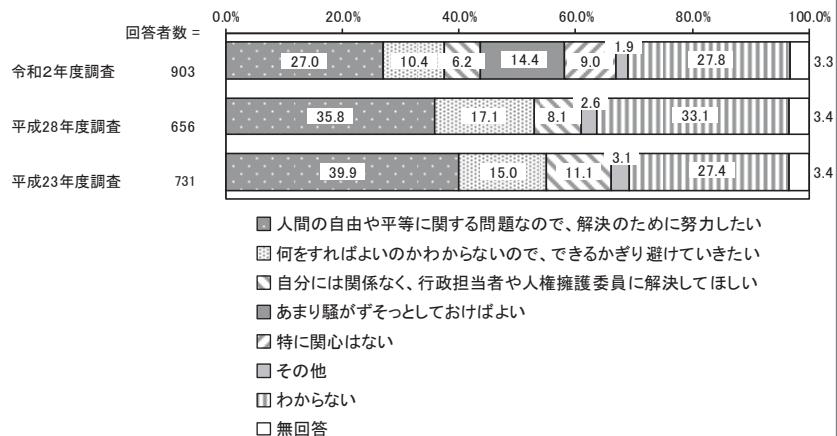
そして部落差別（同和問題）の解決に向けて自身がのぞむ姿勢について、「人間の自由や平等に関する問題なので、解決のために努力したい」の割合が最も

高く27.0%となっています。

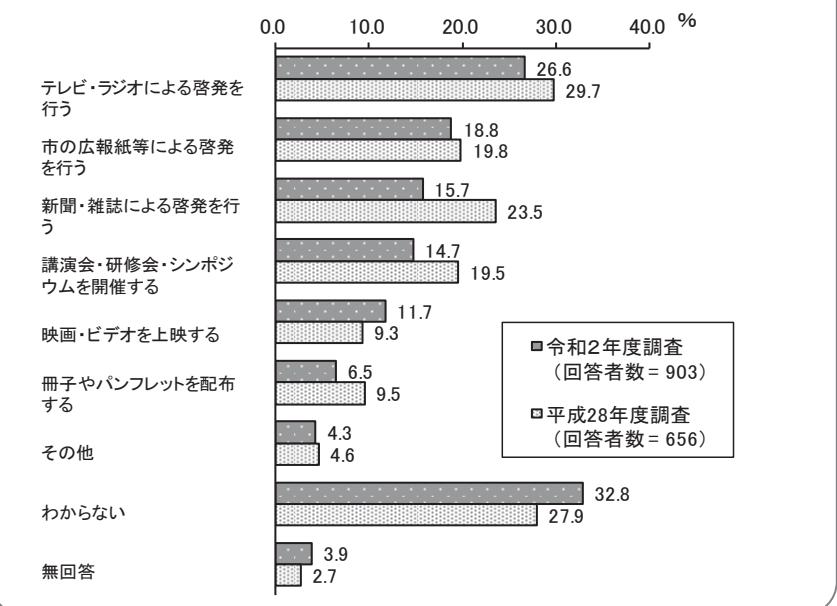
また、部落差別（同和問題）の解決に人々の関心を高める有効な方法について、「テレビ・ラジオによる啓発を行う」の割合が最も高く26.6%、「市の広報紙等による啓発を行う」の割合が18.8%、「新聞・雑誌による啓発を行う」の割合が15.7%、「講演会・研修会・シンポジウムを開催する」の割合が14.7%となっています。

部落差別（同和問題）の解決に向けた教育・啓発活動の推進とともに、部落差別（同和問題）に関する相談・支援体制の充実や部落差別（同和問題）を市民一人ひとりが正しく理解して自分自身の問題として取り組むために、市の広報紙等による啓発や講演会・研修会・シンポジウムの開催が必要です。

部落差別（同和問題）の解決に向けて自分がぞむ姿勢について



部落差別（同和問題）の解決に人々の関心を高める有効な方法について



本市では、部落差別（同和問題）の早期解決をめざして、市民一人ひとりが正しい認識と理解を深め偏見や差別意識の解消を図るため、「人権・同和問題講演会」を開催しています。また、日常生活における人権意識と人権感覚を高めるため、小中学生から人権・部落差別（同和問題）に関する標語、ポスターなどを募集し、優秀作品を掲載した啓発物品を作成し配布しております。

【施策の方向】

No.	推進施策	内容	担当課
33	部落差別（同和問題）についての啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○部落差別（同和問題）の早期解決をめざして、正しい認識と理解を深め偏見や差別意識の解消を図るため、「人権・同和問題講演会」をはじめ、啓発の充実に努めます。 ○人権や部落差別（同和問題）に関するポスター、標語の優秀作品を掲載したクリアファイルを市内小学校6年生、中学生に配布するなど、人権への関心を高めます。 ○海津市人権・同和問題講習会の開催案内を商工会と連携し、企業へ周知する。 ○市内企業や事業者が集まる会議において、公正採用選考人啓発推進委員制度の周知を図ります。 	市民活動推進課 社会教育課 商工観光課
34	人権・同和教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○部落差別（同和問題）に関する市民の正しい理解と認識の高揚を図ります。 ○正しい理解と行動ができる子どもたちを育てる学校教育を推進するとともに、必要に応じて幼・保・小・中・高等学校など校種を超えて連携し、授業研究の実施など人権教育に努めます。日々の生活で実践する家庭教育の支援を推進します。のために、子どもたちだけでなく、教育や地域での暮らし、家庭で子どもたちと接する大人たちの正しい理解と行動を促す社会教育を推進します。 ○市職員・教職員をはじめとする関係機関・団体職員等を対象とする部落差別（同和問題）に関する研修の実施と積極的な参加の促進により、正しい知識の習得と資質向上を推進します。 	市民活動推進課 学校教育課 社会教育課 秘書広報課
35	インターネット上の人権侵害の解消	<ul style="list-style-type: none"> ○インターネットを利用した差別的な情報の掲載に対して、人権侵害としての調査や人権相談など、事案に応じて迅速に対応できるよう、国・岐阜県ならびに関連機関などと連携の強化を図ります。 	市民活動推進課
36	えせ同和行為の排除	<ul style="list-style-type: none"> ○各種団体・関係機関などとの連携の強化による適切な対応と被害の未然防止に努めます。 	市民活動推進課

【関係する SDGs の開発目標】



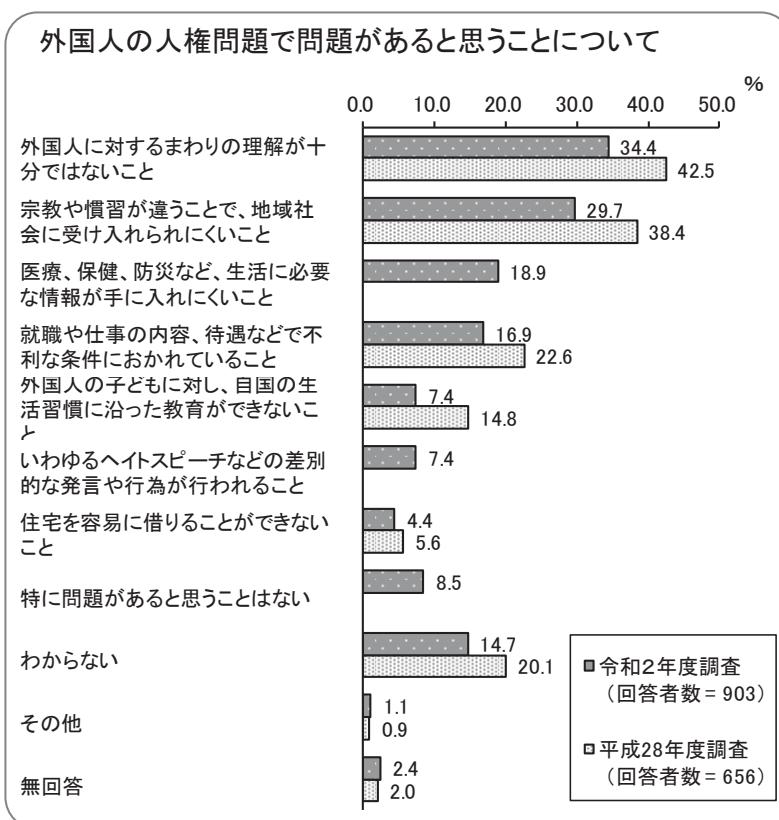
(6) 外国人

【現状と課題】

我が国に入国する外国人は増加しており、平成31（2019）年には3,188万人で、過去最高となりました。こうした中、言語、宗教、習慣等の違いから、外国人をめぐって様々な人権問題が発生しています。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動が、いわゆるヘイトスピーチであるとして社会的関心を集めしており、平成28（2016）年6月には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されました。

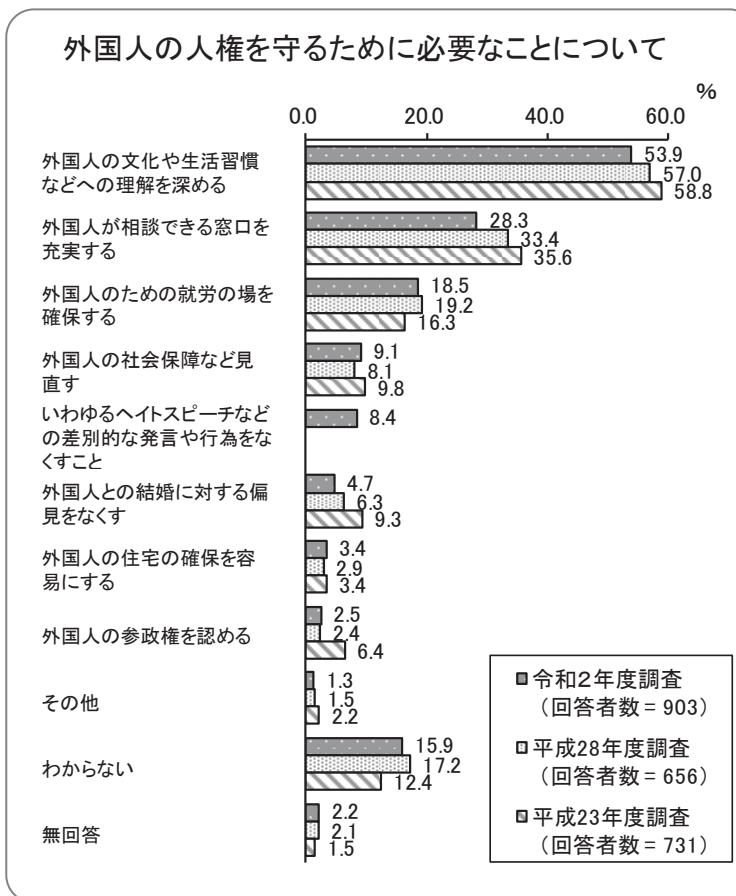
本市の外国人登録者数は令和3（2021）年7月1日現在で810人となっており、最近は、ベトナムやネパール、スリランカなど東南アジアや南アジアからの外国人数が年々増加傾向となっており、今後も、市内の外国人居住者数は増加していくと考えられます。また、市内には、外国人の方に、日本での生活習慣をサポートし、日本文化の紹介、生活に必要な日本語学習等支援を行う団体（かいづ国際交流の会、ひらた日本語教室）があり、本市もその活動を後援して、連携に努めています。

市民意識調査によると、外国人の人権問題で問題があると思うことについて、「外国人に対するまわりの理解が十分ではないこと」の割合が最も高く34.4%、「宗教や慣習が違うことで、地域社会に受け入れられにくいこと」の割合が29.7%、「医療、保健、防災など、生活に必要な情報が手に入れにくいこと」の割合が18.9%、「就職や仕事の内容、待遇などで不利な条件におかれていること」の割合が16.9%となっています。



また、外国人の人権を守るために必要なことについて、「外国人の文化や生活習慣などへの理解を深める」の割合が最も高く53.9%、「外国人が相談できる窓口を充実する」の割合が28.3%、「外国人のための就労の場を確保する」の割合が18.5%となっています。

外国人と日本人が地域の中で共に生活する多文化共生社会を実現するためには、国際的視野に立ち、異なる文化、生活習慣及び価値観をお互いに認識し、尊重し合う意識や態度を育くみ、また、日本語能力の不十分さによる地域社会でのトラブルを防ぐために、日本語学習の機会や相談窓口の充実、多言語での情報提供など日常生活に対する支援、また、外国籍の児童生徒に対する学習支援を図ることが必要です。



【施策の方向】

No.	推進施策	内容	担当課
37	外国人の人権についての啓発	○宗教や習慣などの違いによる偏見や差別意識を解消し、より国際的視野に立った人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動に努めます。	市民活動推進課
38	関係機関・団体との連携の強化	○国際交流や、外国籍等の人々の生活支援を行う関係機関・団体との連携を強化します。	市民活動推進課
39	多言語化の推進	○窓口での多言語の対応や各種案内など情報の多言語化を図ります。	全 課
40	日常生活に対する支援の充実	○地域における日常生活のルールやマナーなどの情報提供、日常生活に対する支援やサービスについて周知を図ります。	全 課

【関係する SDGs の開発目標】



(7) 感染症患者等（HIV・ハンセン病 ・新型コロナウイルス感染症等）

【現状と課題】

エイズは、HIV（Human Immunodeficiency Virus：ヒト免疫不全ウイルス）の感染によって免疫力が下がることにより、発症する様々な病気の総称のことです。

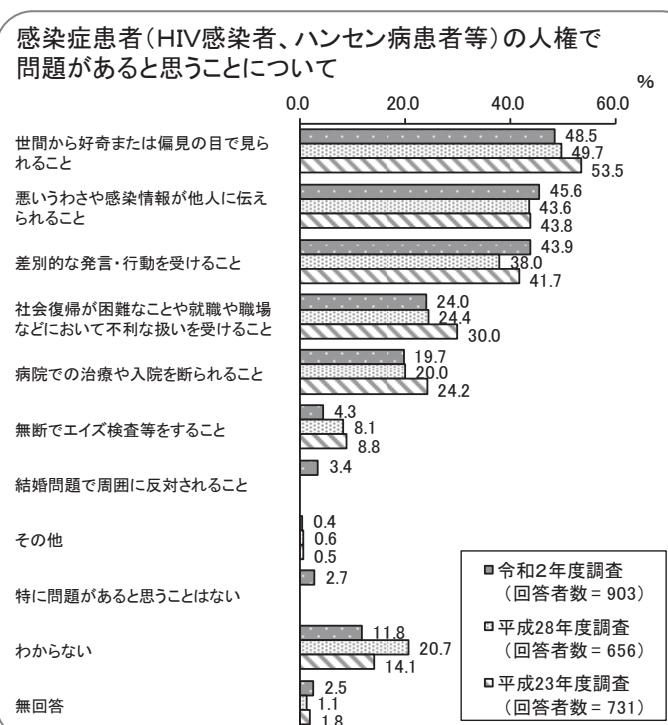
近年、HIV感染者、エイズ患者は、年々、増加傾向にあります。HIVは非常に感染しにくいウイルスで、日常的な接触では感染することはありません。しかし、エイズ患者やHIV感染者に対する正しい知識や理解の不足から、これまで多くの偏見や差別意識を生んできました。現在多くの人の無理解により、感染者や患者は一人で悩み、孤立する傾向があります。

ハンセン病患者については、「ハンセン病療養所入所者に対する補償金の支給等に関する法律」「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法）」が施行されています。しかし、療養所入所者の多くは、これまでの長期間にわたる隔離などにより、家族や親族などとの関係を絶たれ、また、入所者自身の高齢化等により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にあります。さらに、現在もなおハンセン病に対する誤った知識があり、偏見・差別の解消には至っていません。

一方、新型コロナウイルス感染症の患者やその家族、医療関係者に対して、感染症に対する不安感から、偏見や差別、プライバシーの侵害などの人権問題が発生しています。

市民意識調査によると、感染症患者（HIV感染者、ハンセン病患者等）の人権で問題があると思うことについて、

「世間から好奇または偏見の目で見られること」の割合が最も高く48.5%、「悪いうわさや感染情報が他人に伝えられること」の割合が45.6%、「差別的な発言・行動を受けたこと」



ること」の割合が43.9%となっています。

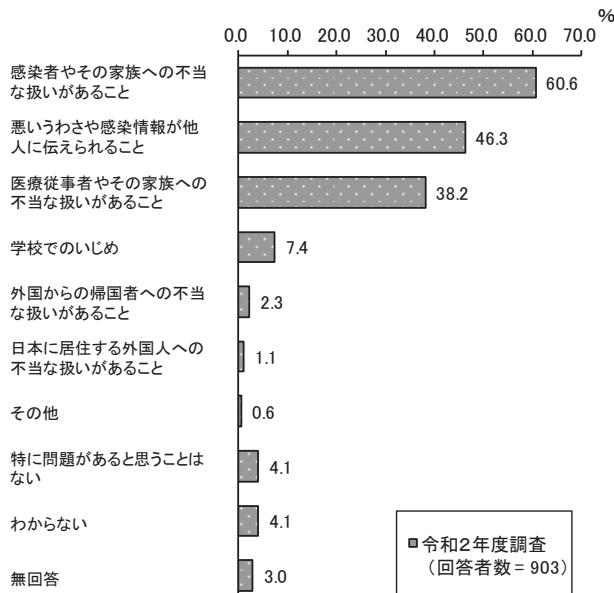
さらに、新型コロナウイルス感染症に関して人権問題があると思うことについて、「感染者やその家族への不当な扱いがあること」の割合が最も高く60.6%、「悪いうわさや感染情報が他人に伝えられること」の割合が46.3%、「医療従事者やその家族への不当な扱いがあること」の割合が38.2%となっています。

また、感染症患者（HIV感染者、ハンセン病患者等）の人権を守るために必要なことについて、「感染症について正しく理解するための啓発活動を推進する」の割合が最も高く45.3%、「プライバシーに配慮した医療体制・カウンセリング体制を充実する」の割合が40.6%、「学校における感染症に関する正しい知識を教育する」の割合が39.9%となっています。

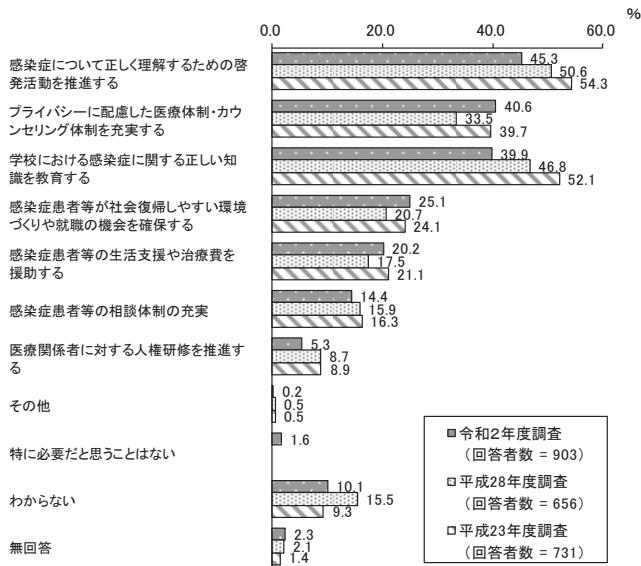
本市では、HIV感染者やハンセン病患者、またその他の感染症患者が、不安なく社会で生活できるよう、プライバシーに配慮すると共に、偏見や差別の原因となる知識不足の解消に向け、市報やリーフレット等で正しい知識の普及・啓発に努めています。

しかし、感染症に対する理解や認識がまだまだ不足している現状がみられ、患者や元患者、家族、感染症に対応する医療従事者やその家族などの人権に十分に配慮しながら、従来からある感染症に対してだけではなく、新型コロナウイルス感染症についても、正しい知識の普及を図り、差別や偏見の解消、人権尊重の意識の高揚を図る啓発や相談体制の充実が必要です。

新型コロナウイルス感染症に関して人権問題があると思うことについて



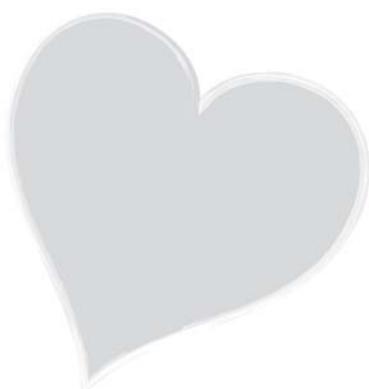
感染症患者（HIV感染者、ハンセン病患者等）の人権を守るために必要なことについて



【施策の方向】

No.	推進施策	内容	担当課
41	HIV感染症・ハンセン病・新型コロナウイルス感染症等に関する啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○感染症患者や回復者に対する偏見や差別意識を解消するため、正しい知識の普及や理解を深めるための啓発に努めます。 ○国・県等の活動に合わせ、市報やメール配信、市ホームページ、各種イベント等、様々な機会を通じて、ポスター掲示やパンフレット配布などを実施し、啓発に努めます。 	健康課
42	新型コロナウイルス感染症に対応する従事者の人権に関する啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症に対応する医療や介護等の従事者やその家族などの人権に関する啓発活動を推進します。また、適切な労働環境の整備・確保を支援するとともに、正確な情報の提供に努めます。 	市民活動推進課 健康課
43	人権教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○学校教育・社会教育・就労に関係する課や団体等との連携を図り、HIV感染症・エイズ、ハンセン病、新型コロナウイルス感染症などに対する正しい知識の普及を図ります。 	市民活動推進課 学校教育課 社会教育課
44	相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○感染症患者・元患者やその家族等が安心して地域で暮らし続けられるよう、利用しやすい相談体制の充実を図ります。 	市民活動推進課 健康課
45	医療機関等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機関や保健所など、関係機関・団体との連携を強化し、人権に配慮した医療体制の整備を図ります。 	健康課

【関係する SDGs の開発目標】



(8) 刑を終えて出所した人

【現状と課題】

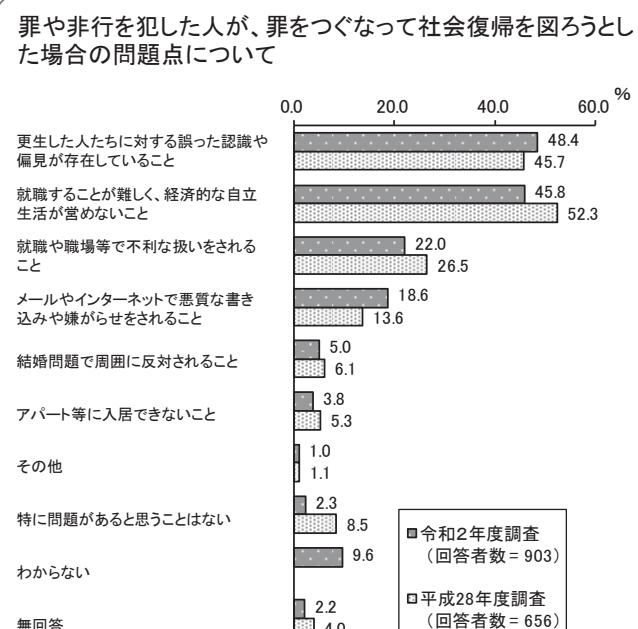
刑を終えて出所した人に対するは、本人に真摯な更生の意思があっても、周囲の人には、根強い偏見や差別意識があり、地域社会への受け入れを拒否されたり、就職に際しての差別や住居等の確保が困難であったりするなど、社会復帰をめざす人たちにとって、現実は極めて厳しい状況にあります。

国では、罪を犯した人が社会において孤立することなく、再び社会の構成員の一員になることを支援する「再犯の防止等の推進に関する法律」が平成28（2016）年12月14日施行され、再犯防止推進計画が閣議決定されました。

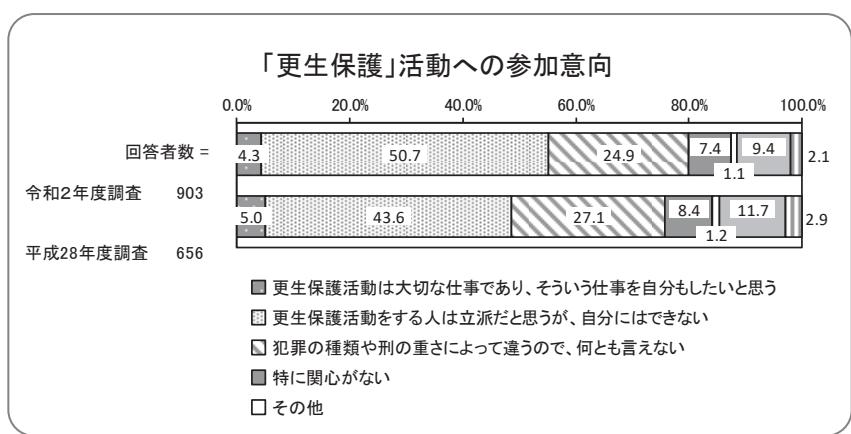
本市においては、毎年度、更生保護に関わる保護司会、更生保護女性会とともに「社会を明るくする運動海津市推進大会」開催や街頭啓発などを通して、罪を犯して刑を終えて出所した人たちの更生に理解を深める啓発活動を行われています。また、平成31（2019）年2月に、「海津更生保護サポートセンター」を海津総合福祉会館「ひまわり」に開所し、地域における更生保護の諸活動の拠点として、保護司の処遇活動の支援、関係機関団体との連携、犯罪・非行の防止活動、更生保護関係の情報提供を行っています。

市民意識調査によると、罪や非行を犯した人が、罪をつぐなって社会復帰を図ろうとした場合の問題点について、「更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在していること」の割合が最も高く48.4%、「就職することが難しく、経済的な自立生活が営めないこと」の割合が45.8%、「就職や職場等で不利な扱いをされること」の割合が22.0%となっています。

また、刑を終えて出所した人たちが社会に復帰するのを援助する更生保護活動をする人は立派だと思うが、自分にはできない人が50.7%と、前回調査より7.1ポイント高くなっています。



刑を終えて出所した人が地域社会の一員として円滑な社会生活を営むためには、本人の更生への強い意欲と家庭、職場、地域など周囲の支援が大切であり、差別や偏見を持たない確かな人権感覚を身につける啓発を行うなど、復帰しやすい環境づくりに努めることが必要です。



【施策の方向】

No.	推進施策	内容	担当課
46	刑を終えて出所した人に関する啓発	○社会を明るくする運動海津市推進大会や街頭啓発などを実施し、罪を犯した人たちの更生に理解を深める啓発に努めます。	社会福祉課
47	相談・支援体制の充実	○法務省等の関連機関や団体などとの連携に努めます。 ○更生保護に関わる保護司会、更生保護女性会との連携に努めます。	社会福祉課

【関係する SDGs の開発目標】



(9) 犯罪被害者等

【現状と課題】

人はみな命を大切にし、自由と幸福を追求する権利を有しており、憲法でも保障されています。しかし、犯罪事件の陰に不法な行為により、突然幸福に生きる権利を奪われてしまった犯罪被害者等の人権が侵害されている問題が現実に存在します。

犯罪被害者やその家族の人たちには、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるにもかかわらず、興味本位のうわさや心ない中傷等により名誉が傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりするなどの問題があります。

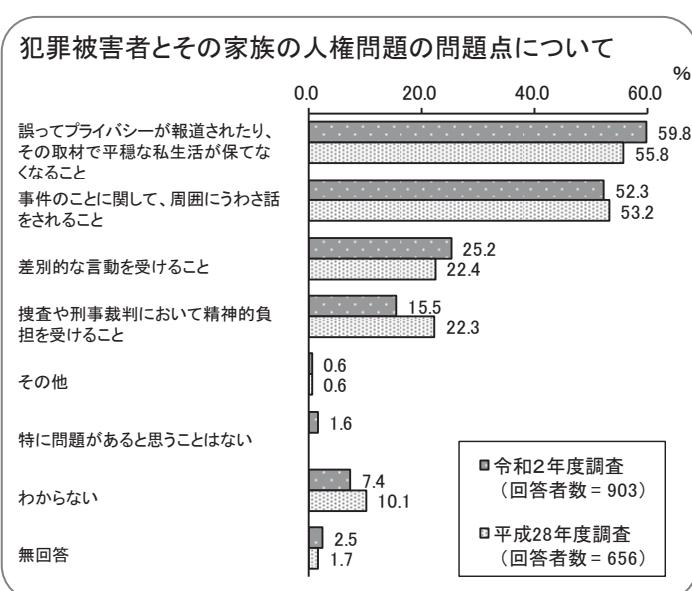
国では、「犯罪被害者等基本法」を施行、「犯罪被害者等基本計画」を策定し、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会を実現させる施策を推進しています。

市では、平成30（2018）年12月に「海津市犯罪被害者等支援条例」を施行し、相談窓口を市民活動推進課に設けました。

市民意識調査によると、犯罪被害者とその家族の人権問題の問題点について、

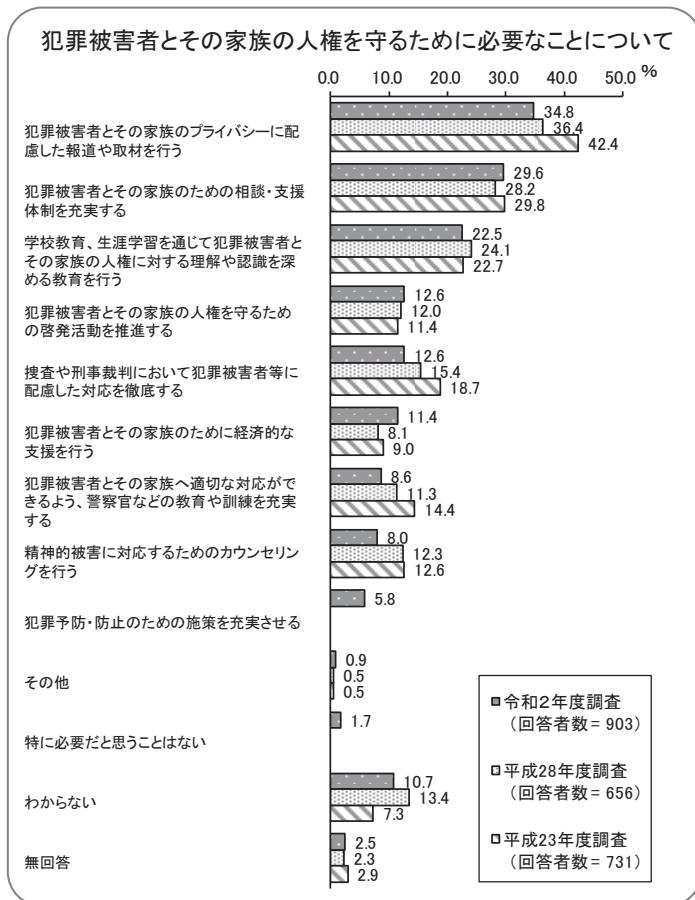
「誤ってプライバシーが報道されたり、その取材で平穏な私生活が保てなくなること」の割合が最も高く59.8%、

「事件のことに関して、周囲にうわさ話をされること」の割合が52.3%、「差別的な言動を受けること」の割合が25.2%、「捜査や刑事裁判において精神的負担を受けること」の割合が15.5%となって います。



また、犯罪被害者とその家族の人権を守るために必要なことについて、「犯罪被害者とその家族のプライバシーに配慮した報道や取材を行う」の割合が最も高く34.8%、「犯罪被害者とその家族のための相談・支援体制を充実する」の割合が29.6%、「学校教育、生涯学習を通じて犯罪被害者とその家族の人権に対する理解や認識を深める教育を行う」の割合が22.5%となっています。

犯罪被害者やその家族などの人権が侵害されるケースは様々ですが、プライバシーの保護を基本とした啓発はもちろんのこと、学校教育、生涯学習を通じて犯罪被害者とその家族の人権に対する理解や認識を深める教育が必要です。周囲の無責任な言動等により、誤った情報をもとに犯罪の二次的被害に繋がることがあります。また、犯罪被害者とその家族のための相談・支援体制の充実が必要です。



【施策の方向】

No.	推進施策	内容	担当課
48	犯罪被害者等のプライバシーに配慮した取材や報道の啓発	○行き過ぎた取材や報道を自粛するようマスメディアに促します。	市民活動推進課
49	犯罪の二次的被害に関して理解を深める教育の推進	○犯罪の二次的被害について理解し、そのような人権侵害を防ぐための教育と啓発を推進します。	市民活動推進課 学校教育課 社会教育課
50	相談・支援体制の充実	○相談・支援業務を行っている専門機関・関連機関などとの連携の強化、各種相談窓口の周知を図ります。	市民活動推進課

【関係する SDGs の開発目標】



(10) インターネットによる人権侵害

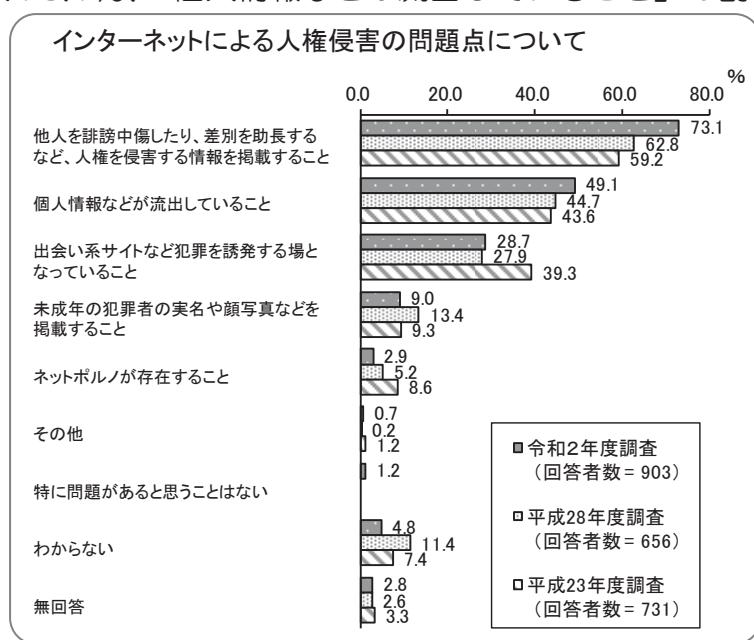
【現状と課題】

インターネットの普及により、多くの情報を容易に得ることができる一方、その匿名性を悪用して、個人や団体を誹謗中傷したり、差別を助長するような情報を掲載したり、あるいは他人のプライバシーに関わる情報を公開するなど、人権に関する様々な問題が発生しています。また、近年、インターネットを介して大量の個人情報が流出するなどの事件が多発しており、プライバシーに関する不安も高まっています。

国は、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」「個人情報保護法」「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（有害サイト規制法）」を施行するなど、インターネット上の人権侵害への対策を進めています。

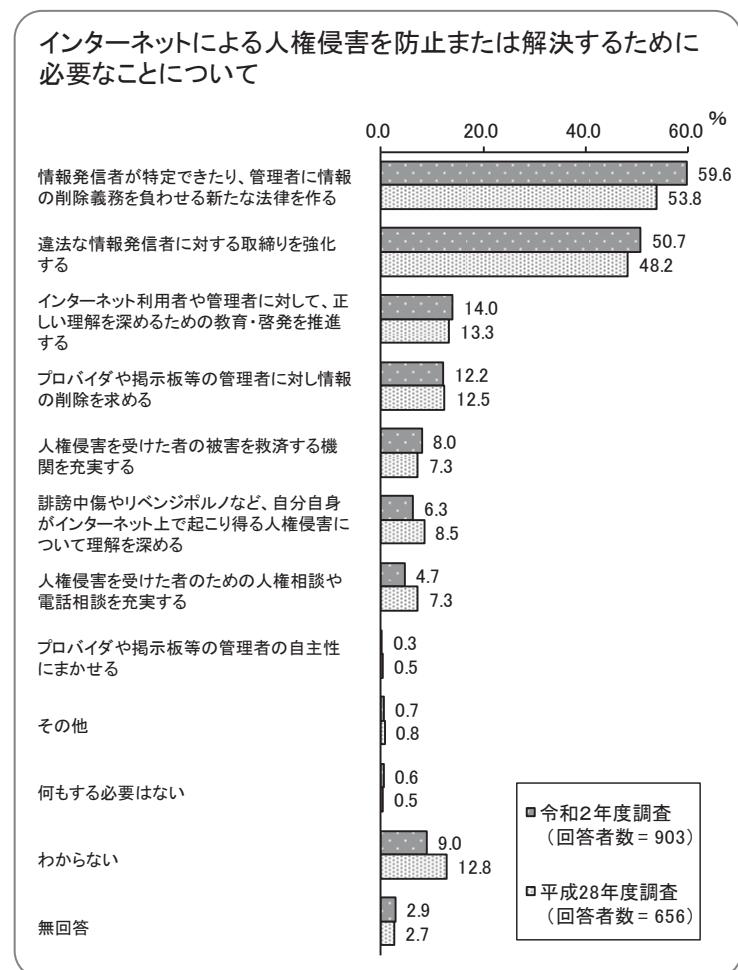
本市では、ネットの被害から子どもたちを守るために、平成28（2016）年度に海津市青少年育成市民大会において、「あったかい絆宣言」が公表されています。今後も、学校でのインターネットに関する正しい知識や情報の収集・発信における個人の責任やモラルに関する学習の必要が求められます。

市民意識調査によると、インターネットによる人権侵害の問題点について、「他人を誹謗中傷したり、差別を助長するなど、人権を侵害する情報を掲載すること」の割合が最も高く73.1%、「個人情報などが流出していること」の割合が49.1%、「出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること」の割合が 28.7%となっています。また、インターネットによる人権侵害を防止または解決するために必要なことについて、「情報発信者が特定できたり、管理者に情報の削除義務を負わせる新たな法律を作る」の割合が



最も高く59.6%、「違法な情報発信者に対する取締りを強化する」の割合が50.7%、「インターネット利用者や管理者に対して、正しい理解を深めるための教育・啓発を推進する」の割合が14.0%、「プロバイダや掲示板等の管理者に対し情報の削除を求める」の割合が12.2%となっています。

インターネットによる人権侵害を防止または解決するために違法な情報発信者に対する取締りや個人情報保護を強化するとともに、利用者や管理者に対して、正しい理解を深めるための教育・啓発の推進やインターネット上の人権侵害などに関する問題に対して、相談・支援体制の充実を図ることが必要です。



【施策の方向】

No.	推進施策	内容	担当課
51	情報と人権侵害との関連についての啓発	○個人のプライバシーや人権の尊重について、正しい理解のための啓発活動の充実を図ります。	市民活動推進課
52	個人情報保護の推進	○インターネット上での人権侵害や個人情報の流出などのプライバシーに関する問題に対して、関連機関と連携を図りながら、迅速かつ的確な対応に努めます。	市民活動推進課
53	情報教育の推進	○学校での情報教育において、インターネットに関する正しい知識や情報の収集・発信における個人の責任やモラルに関する学習に努めます。	学校教育課 社会教育課
54	公式SNSの適切な運営	○海津市の公式SNSのページについては管理部署で定期的に監視を行い、人権侵害にあたるコメントがあった場合は、削除、投稿者のブロックなどの対応を行います。	市民活動推進課 総務課 秘書広報課 企画財政課 こども課

【関係する SDGs の開発目標】



(11) 北朝鮮当局による拉致問題等

【現状と課題】

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となっていますが、これらの多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになったため、政府は平成3（1991）年以来、機会があるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起してきました。そして、平成14（2002）年9月の日朝首脳会談において、北朝鮮側は長年否定してきた日本人の拉致を初めて認め、謝罪しました。同年10月に5名の拉致被害者が帰国しましたが、平成22（2010）年までに17名の北朝鮮当局による拉致被害者を認定しています。しかし、その方たちについては、いまだに納得のいく情報は提供されておらず、安否不明のままの状態となっています。言うまでもなく、拉致は重大な人権の侵害行為です。

北朝鮮当局による拉致被害者の人権侵害問題の解決は重要な課題であり「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」（12月10日～12月16日）が設けられるなど、啓発が進められており、この問題への関心と認識をさらに深める必要があります。

【施策の方向】

No.	推進施策	内容	担当課
55	拉致被害者の人権についての啓発	○国、岐阜県との連携を図りながら、市民に対して、拉致問題に対する関心と認識を深めていくための啓発活動の充実に努めます。	市民活動推進課

【関係する SDGs の開発目標】



(12) その他の人権

【現状と課題】

<アイヌの人々>

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、多くの口承文芸（ユカラ）など、独自の豊かな文化を持っています。しかし、近年に至るまで、生活上の格差が存在し、多くの偏見や差別を受けてきました。また、独自の言語が話せる人も極めて少数となり、その文化が十分に保存・伝承されているとは言い難い状況です。

平成9（1997）年、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（アイヌ文化振興法）」が施行され、アイヌの人々の文化、伝統について正しく認識し、啓発していくことが求められました。そして、令和元（2019）年に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」では、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会を実現することを目的として、アイヌの人々への、アイヌであることを理由とした差別等の禁止やアイヌ政策を総合的かつ継続的に実施するための支援措置などが定められ、従来の文化振興や福祉政策に加え、地域振興、産業振興、観光振興を含めた施策を総合的かつ効果的に推進しています。また、新法の施行に伴い、アイヌ文化振興法は廃止されています。

アイヌの人々の問題は、他の少数民族に対する偏見・差別の問題にも結びつくものであり、「人権教育・啓発に関する基本計画」においても必要性を指摘しています。

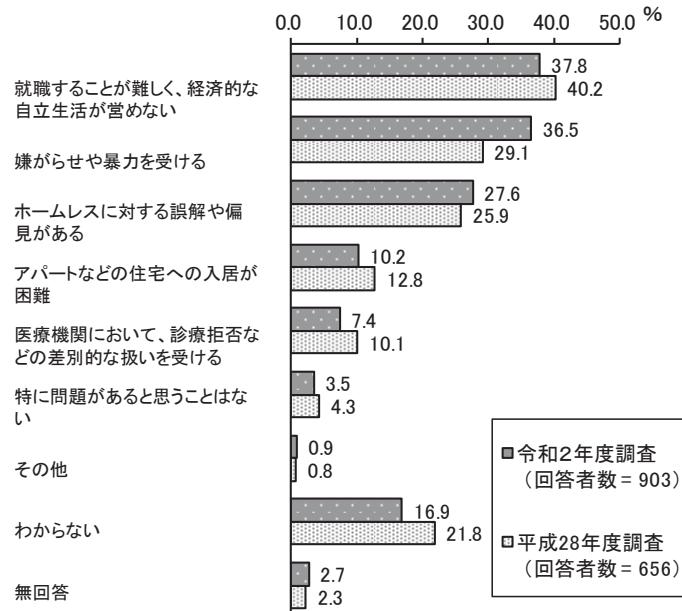
少数者であることを理由にアイヌの人々の独自の文化、習慣を否定することがないよう、一人ひとりが理解を深めることが必要です。

＜ホームレス＞

やむを得ない事情でホームレスとなった人々の中には、就職して働きたいという自立の意志を持っているにも関わらず、偏見・差別の対象となることが少なくなく、また、嫌がらせや暴行を加える事件がたびたび発生しています。そのため、国では、平成14(2002)年に「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」を施行し、平成30(2018)年7月にホームレスの実態に関する全国調査の結果を踏まえての「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」を新たに定めました。

市民意識調査によると、ホームレスの人権問題の問題点について、「就職することが難しく、経済的な自立生活が営めない」

ホームレスの人権問題の問題点について

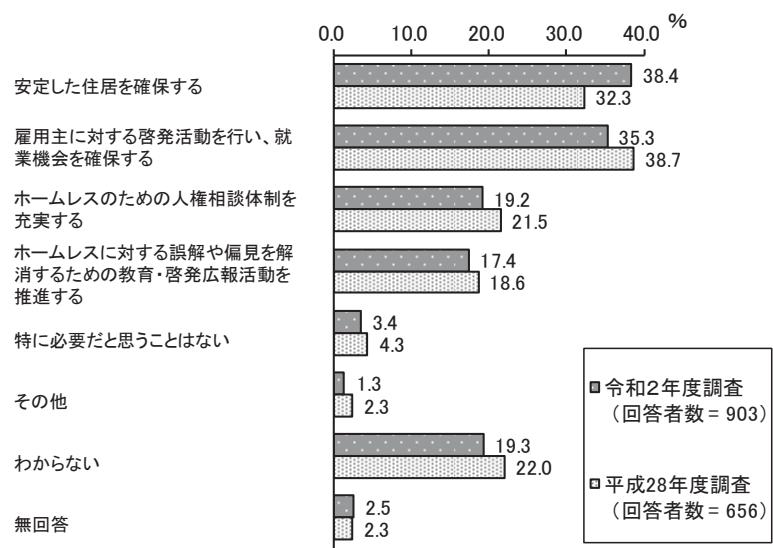


「就職することが難しく、経済的な自立生活が営めない」の割合が最も高く37.8%、「嫌がらせや暴力を受ける」の割合が36.5%、「ホームレスに対する誤解や偏見がある」の割合が27.6%となっています。

また、ホームレスへの人権問題を解決するために必要なことについて、「安定した住居を確保する」の割合が最も高く38.4%、「雇用主に対する啓発活動を行い、就業機会を確保する」の割合が35.3%、「ホームレスのための人権相談体制を充実する」の割合が19.2%となっています。

ホームレスの問題は個人の責任だけに帰すではなく、社会全体の課題として考え、ホームレスへの偏見や差別の解消に向け、地域の理解や協力を深めるとともに、関係機関と連携した相談や自立に向けた支援、救済活動が求められています。

ホームレスへの人権問題を解決するために必要なことについて



<性同一性障がい>

性同一性障がいとは、生物学的な性と性の自己意識が一致しないため、社会生活に支障がある状態を言い、国際疾病分類では疾病として認められていますが、社会では十分認識されていません。

性同一性障がいの人々は社会の中で偏見の目で見られ、差別的な扱いを受けることがあります。

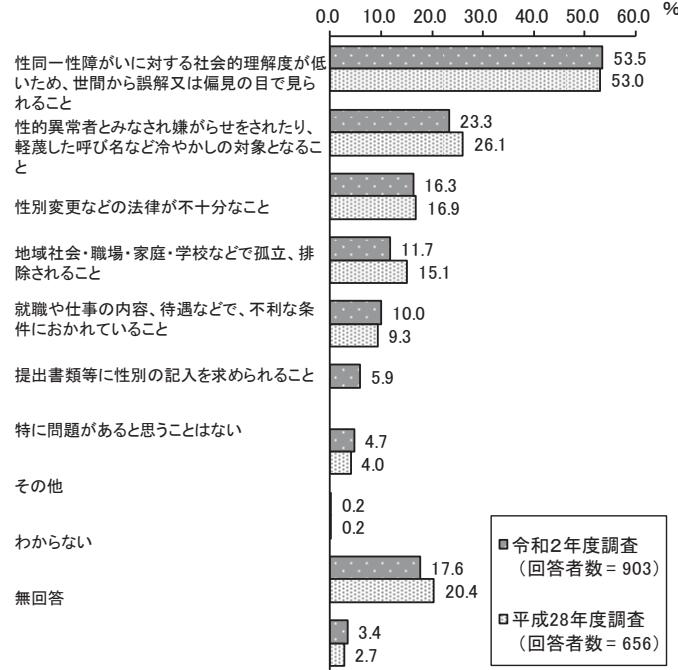
平成16（2004）年に

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、この法律により、性同一性障がい者であって、一定の基準を満たす者については、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました。

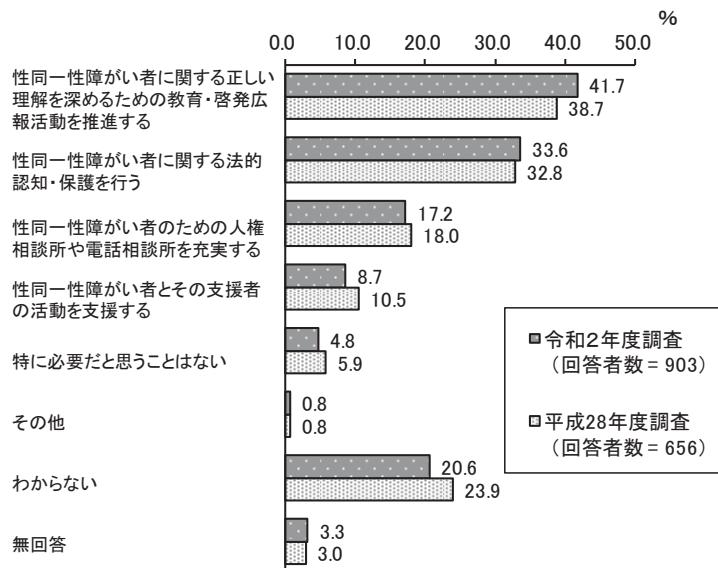
市民意識調査によると、性同一性障がいの人権問題の問題点について、「性同一性障がいに対する社会的理 解度が低いため、世間から誤解又は偏見の目で見られること」の割合が最も高く53.5%、「性的異常者とみなされ嫌がらせをされたり、軽蔑した呼び名など冷やかしの対象となること」の割合が23.3%、「性別変更などの法律が不十分なこと」の割合が16.3%となっています。

また、性同一性障がいへの人権問題を解決するために必要なことについて、「性同一性障がい者に関する正しい理解を深めるための教育・啓発広報活動を推進する」の割合が最も高く41.7%、「性同一性障がい者に関する法的認知・保護を行う

性同一性障がいの人権問題の問題点について



性同一性障がいへの人権問題を解決するために必要なことについて



「保護を行う」の割合が33.6%、「性同一性障がい者のための人権相談所や電話相談所を充実する」の割合が17.2%となっています。

偏見や嫌がらせ、差別等の社会生活上の制約の解消に向け、正しい知識の普及や、偏見や差別の解消を目指した啓発に取り組む必要があります。

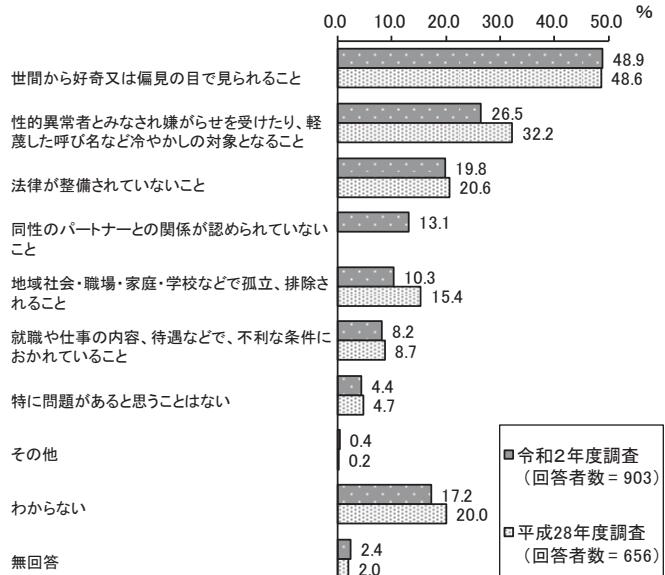
＜性的指向の異なる人＞

性的指向を持つ人々は、少数派であるために正常と思われず、興味本位で見られるなど、偏見や差別を形作る原因になっています。日常生活にある、こうした偏見や差別により、社会生活の様々な面で、人権に関わる問題も発生しています。

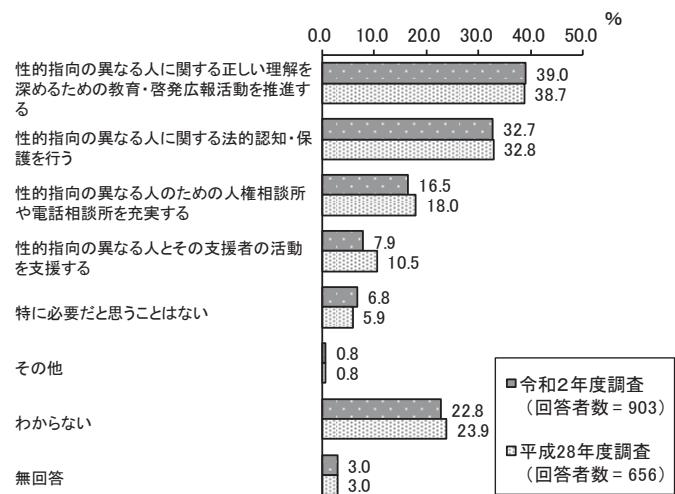
市民意識調査によると、性的指向の異なる人の人権問題の問題点について、「世間から好奇又は偏見の目で見られること」の割合が最も高く48.9%、「性的異常者とみなされ嫌がらせを受けたり、軽蔑した呼び名など冷やかしの対象となること」の割合が26.5%、「法律が整備されていないこと」の割合が19.8%となっています。

また、性的指向の異なる人への人権問題を解決するために必要なことについて、「性的指向の異なる人に関する正しい理解を深めるための教育・啓発広報活動を推進する」の割合が最も高く39.0%、「性的指向の異なる人に関する法的認知・保護を行う」の割合が32.7%、「性的指向の異なる人のための人権相談所や電話相談所を充実する」の割合が16.5%となっています。

性的指向の異なる人の人権問題の問題点について



性的指向の異なる人への人権問題を解決するために必要なことについて



性についての多様性があることへの理解を深め、性的指向の異なる人たちへの差別と偏見をなくし、全ての人々の人権が尊重される社会であることが必要です。

<人身取引に関する人権>

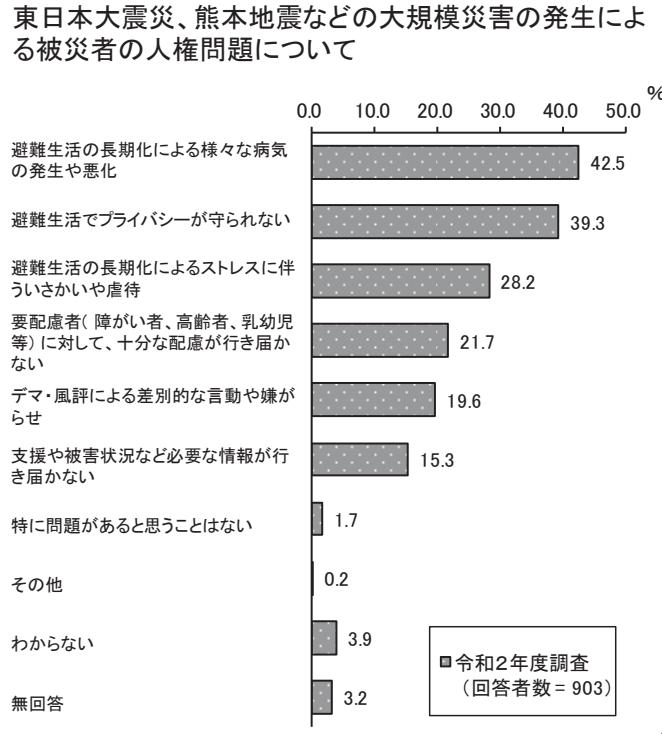
人身取引(性的サービスや労働の強要等)は、犯罪組織などによって、暴力、脅迫、誘拐、詐欺などの手段を用いて場所を移動させられたり、支配下に置かれたりして、売春や風俗店勤務、労働などを強要される犯罪であり、重大な人権侵害です。被害者の多くは、女性や子どもたちで、人身取引の被害者から助けを求められた時、被害者らしき人を発見した時は、最寄りの警察署や出入国在留管理局(被害者が外国人の場合)に連絡し、一刻も早く、安全な保護につなげられるよう、この問題について、市民の関心と理解が深められるような啓発が必要です。

<災害に伴う人権>

平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災、平成28(2016)年4月に発生した熊本地震では、避難所におけるプライバシー確保のほか、障がい者、女性、高齢者、外国人等の要支援者への配慮が必要なことが改めて認識されました。

市民意識調査によると、東日本大震災、熊本地震などの大規模災害の発生による被災者の人権問題について、「避難生活の長期化による様々な病気の発生や悪化」の割合が最も高く42.5%、「避難生活でプライバシーが守られない」の割合が39.3%、「避難生活の長期化によるストレスに伴ういさかいや虐待」の割合が28.2%となっています。

市民が正しい知識と思いやりの心を持つことで、災害に伴う問題に対処していくとともに、新たな人権問題が生じないようにする啓発が必要です。



【施策の方向】

No.	推進施策	内容	担当課
56	人権についての啓発活動の充実	○国、岐阜県との連携を図りながら、市民に対して、様々な人権についての正しい理解を深めるため、多様な機会を通した啓発活動を推進します。	市民活動推進課
57	人権相談の充実	○多様な人権問題に関する相談機関・窓口で効果的な周知啓発を図ります。	市民活動推進課

【関係する SDGs の開発目標】

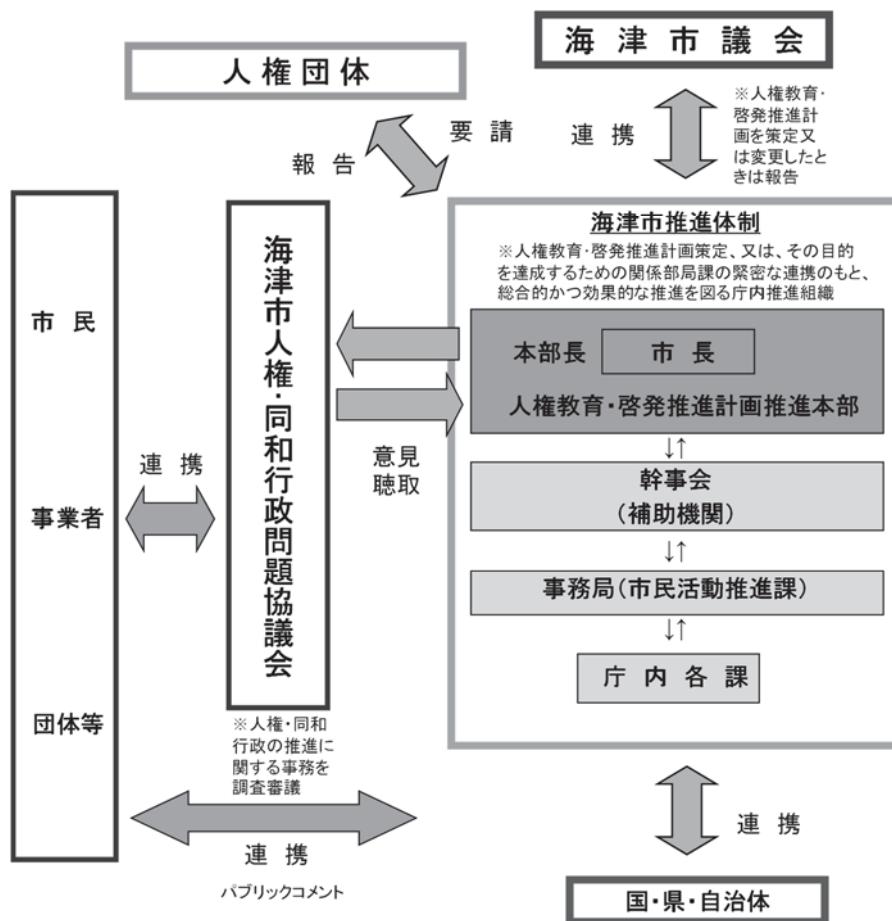


計画の推進

1 推進体制

本市では、市長を本部長とし、市役所部局長によって構成される「海津市人権教育・啓発推進計画推進本部」を設置し、様々な人権施策を推進するにあたって、「人権尊重の都市」宣言に基づき、人権教育・啓発活動の総合的かつ計画的な推進を図ります。また、市民団体の代表者と市役所関係部局から成る「海津市人権・同和行政問題協議会」への情報提供や人権・同和行政に関する意見聴取を行い、人権・同和行政の効果的な推進に努めます。

**海津市人権教育・啓発推進計画推進本部
相関図**



2 関係機関との連携

人権教育・啓発の推進にあたり、国、岐阜県などの関係機関と連携を図り、それぞれの目的に向けて協力するため、人権に関わる団体などに対して、それぞれの人権施策の取り組みに対する役割を踏まえつつ、幅広い連携・協力体制の構築を図ります。

本市は、西濃地域内の人権擁護に関する啓発活動を総合的かつ効果的に推進することを目的とした「大垣人権啓発活動地域ネットワーク協議会」の構成員として、岐阜地方法務局大垣支局及び大垣人権擁護委員協議会や他の市町と連携を取り、地域に密着した人権啓発活動を展開しています。このネットワークを中心に入権擁護委員、保護司、民生委員・児童委員等直接市民と関わりのある関係機関などとの連携や人材発掘・育成も強化し、情報の共有化、事業の共同実施などにより、一層の効率的な人権啓発活動の推進に努めます。

3 人権に関する職業従事者に対する研修等の推進

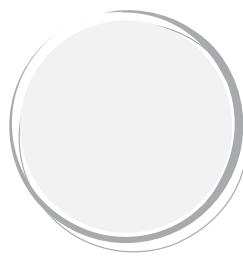
市民一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりの推進にあたっては、あらゆる人々を対象とした人権教育に取り組む必要があります。その中でも、市民サービスを担う公務員、人の命や健康に深く関わる医療・福祉関係者などの人権に関わりの深い特定の職業に従事する人は、その職務を遂行するうえで、人権尊重の理念を正しく理解する必要があります。

そのため、本市では、市職員及び市内小中学校の教職員に対して、講演会あるいは研修会への参加を通して人権感覚の涵養^{かんよう}と人権意識の高揚を図ることとしています。

また、市内の事業所や関係機関における人権研修への取り組みを積極的に推進し、必要な支援を行います。

4 計画の見直し

市民意識の変化、国内の社会経済情勢の変化、国際的潮流等に適切に対応するため、必要に応じて「海津市人権教育・啓発推進計画推進本部」において、計画の検討、見直しなどを行います。



参考資料

1 関連法令等

(1) 日本国憲法(抄)

昭和二十一年十一月三日憲法

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳肅な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる國際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自國のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自國の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、國家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第十条 日本国たる要件は、法律でこれを定める。

第十二条 この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、經濟的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特權も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第十五条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穏に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第十七条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第十八条 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。
- 第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
- 2 檢閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。
- 第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
- 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。
- 第二十三条 学問の自由は、これを保障する。
- 第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。
- 第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。
- 第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。
- 第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- 3 児童は、これを酷使してはならない。
- 第二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。
- 第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。
- 2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
- 3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。
- 第三十条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。
- 第三十一条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。
- 第三十二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。
- 第三十三条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。
- 第三十四条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。
- 第三十五条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、捜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて發せられ、且つ捜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。
- 2 捜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。
- 第三十六条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。
- 第三十七条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。
- 2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する。
- 3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。
- 第三十八条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。
- 2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることはできない。
- 3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。
- 第三十九条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。
- 第四十条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。
- 第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

(2) 世界人権宣言

1948年12月10日
第3回国際連合総会 採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじつた野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫に対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためにには、法の支配によつて人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び尊守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもつとも重要であるので、よつて、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によつて促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と尊守とを国内的及び国際的な漸進的措置によつて確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを受けられており、互いに同胞の精神をもつて行動しなければならない。

第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隸にされ、又は苦役に服することはない。奴隸制度及び奴隸売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残酷な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当つて、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従つて有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかつた作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自國その他いずれの国をも立ち去り、及び自國に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他國に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もつばら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けすことなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によつてのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であつて、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によつて宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接又は自由に選出された代表者を通じて、自國の政治に参与する権利を有する。
- 2 すべて人は、自國においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によつて表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によつて行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各國の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けすことなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によつて補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあつてのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当つては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社會における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつぱら目的として法律によつて定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

(3) あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（抄）

（平成7年12月20日条約第26号）

この条約の締約国は、…

人種的相違に基づく優越性のいかなる理論も科学的に誤りであり、道徳的に非難されるべきであり及び社会的に不正かつ危険であること並びに理論上又は実際上、いかなる場所においても、人種差別を正当化することはできないことを確信し、…

次のとおり協定した。

第6条 締約国は、自国の管轄の下にあるすべての者に対し、権限のある自国の裁判所及び他の国家機関を通じて、この条約に反して人権及び基本的自由を侵害するあらゆる人種差別の行為に対する効果的な保護及び救済措置を確保し、並びにその差別の結果として被ったあらゆる損害に対し、公正かつ適正な賠償又は救済を当裁判所に求める権利を確保する。

(4) 国際人権規約（抄）

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）

この規約の締約国は、

国際連合憲章において宣言された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎をなすものであることを考慮し、

これらの権利が人間の固有の尊厳に由来することを認め、

世界人権宣言によれば、自由な人間は恐怖及び欠乏からの自由を享受することであるとの理想は、すべての者がその市民的及び政治的权利とともに経済的、社会的及び文化的権利を享有することのできる条件が作り出される場合に初めて達成されることになることを認め、

人権及び自由の普遍的な尊重及び遵守を助長すべき義務を国際連合憲章に基づき諸国が負っていることを考慮し、

個人が、他人に対し及びその属する社会に対して義務を負うこと並びにこの規約において認められる権利の増進及び擁護のために努力する責任を有することを認識して、

次のとおり協定する。

市民的及び政治的権利に関する国際規約（B 規約）

この規約の締約国は、

国際連合憲章において宣言された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎をなすものであることを考慮し、

これらの権利が人間の固有の尊厳に由来することを認め、

世界人権宣言によれば、自由な人間は市民的及び政治的自由並びに恐怖及び欠乏からの自由を享受するものであるとの理想は、すべての者がその経済的、社会的及び文化的権利とともに市民的及び政治的権利を享有することのできる条件が作り出される場合に初めて達成されることになることを認め、

人権及び自由の普遍的な尊重及び遵守を助長すべき義務を国際連合憲章に基づき諸国が負っていることを考慮し、

個人が、他人に対し及びその属する社会に対して義務を負うこと並びにこの規約において認められる権利の増進及び擁護のために努力する責任を有することを認識して、

次のとおり協定する。

（5）人権教育・啓発に関する基本計画（概要）

平成14年3月15日閣議決定

平成23年4月1日閣議決定

項目	主な内容
人権教育・啓発の基本的取り方	1 人権尊重の理念 2 人権教育・啓発の基本的取り方 (1) 実施主体間の連携と国民に対する多様な機会の提供 (2) 発達段階等を踏まえた効果的な方法 (3) 国民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保
人権教育・啓発の推進方策 1 人権一般の普遍的な視点からの取組	(1) 人権教育 (2) 人権啓発
2 各人権課題に対する取組	(1) 女性 (2) 子ども (3) 高齢者 (4) 障害者 (5) 同和問題 (6) アイヌの人々 (7) 外国人 (8) H I V感染者・ハンセン病患者等 ア H I V感染者等 イ ハンセン病患者・元患者等 (9) 刑を終えて出所した人 (10) 犯罪被害者等 (11) インターネットによる人権侵害 (12) 北朝鮮当局による拉致問題等 (13) その他
3 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等	13の業種に従事する者（検察職員、矯正施設・更生保護関係職員等、入国管理関係職員、教員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、消防職員、警察職員、自衛官、公務員、マスメディア関係者）の研修等における人権教育・啓発の充実など

項目	主な内容
4 総合的かつ効果的な推進体制等	(1) 実施主体の強化及び周知度の向上 (2) 実施主体間の連携 (3) 担当者の育成 (4) 文献・資料等の整備・充実 (5) 内容・手法に関する調査・研究 (6) (財)人権教育啓発推進センターの充実 (7) マスメディアの活用等 (8) インターネット等ＩＴ関連技術の活用
計画の推進	1 推進体制 2 地方公共団体等との連携・協力 3 計画のフォローアップ及び見直し

(6) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成十二年十二月六日法律第百四十七号

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の basic concept (以下「基本理念」という。) にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第百二十一号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

(7) 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抄）

（昭和60年7月1日条約第7号）

第二条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適當な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

(d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。

(8) 男女共同参画社会基本法（抄）

平成十一年六月二十三日法律第七十八号

最終改正：平成二十二年一二月二二日法律第一六〇号

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定期的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(9) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（抄）

平成十三年四月十三日法律第三十一号

最終改正：令和元年六月二六日法律第四六号

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行ふものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(10) 児童の権利に関する条約（抄）

(平成6年5月16日条約第2号)

第2条

- 1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。

第3条

- 1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

第12条

- 1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

第13条

- 1 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。

第19条

- 1 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。

第34条

- 締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する。このため、締約国は、特に、次のことを防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。
- (a) 不法な性的な行為を行うことを児童に対して勧誘し又は強制すること。
 - (b) 売春又は他の不法な性的な業務において児童を搾取的に使用すること。
 - (c) わいせつな演技及び物において児童を搾取的に使用すること。

第42条

- 締約国は、適当かつ積極的な方法でこの条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する。

(11) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（抄）

平成十一年五月二十六日法律第五十二号
最終改正：平成二六年六月二五日法律第七九号

（目的）

第一条 この法律は、児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性に鑑み、あわせて児童の権利の擁護に関する国際的動向を踏まえ、児童買春、児童ポルノに係る行為等を規制し、及びこれらの行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童の権利を擁護することを目的とする。

（教育、啓発及び調査研究）

第十四条 国及び地方公共団体は、児童買春、児童ポルノの所持、提供等の行為が児童の心身の成長に重大な影響を与えるものであることに鑑み、これらの行為を未然に防止することができるよう、児童の権利に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童買春、児童ポルノの所持、提供等の行為の防止に資する調査研究の推進に努めるものとする。

(12) 児童虐待の防止等に関する法律（抄）

平成十二年五月二十四日法律第八十二号
最終改正：令和二年六月一〇日法律第四一号

（目的）

第一条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（児童虐待の定義）

第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（児童に対する虐待の禁止）

第三条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

（児童虐待の早期発見等）

第五条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

（児童虐待に係る通告）

第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

- 2 前項の規定による通告は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十五条第一項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

（立入調査等）

第九条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

第十四条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百二十条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超えて当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。

- 2 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。

(13) 高齢社会対策基本法（抄）

平成七年十一月十五日法律第百二十九号
最終改正：令和三年五月一九日法律第三六号

(基本理念)

第二条 高齢社会対策は、次の各号に掲げる社会が構築されることを基本理念として、行われなければならない。

- 一 国民が生涯にわたって就業その他の多様な社会的活動に参加する機会が確保される公正で活力ある社会
- 二 国民が生涯にわたって社会を構成する重要な一員として尊重され、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会
- 三 国民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会

(就業及び所得)

第九条 国は、活力ある社会の構築に資するため、高齢者がその意欲と能力に応じて就業することができる多様な機会を確保し、及び勤労者が長期にわたる職業生活を通じて職業能力を開発し、高齢期までその能力を発揮することができるよう必要な施策を講ずるものとする。

(健康及び福祉)

第十条 国は、高齢期の健全で安らかな生活を確保するため、国民が生涯にわたって自らの健康の保持増進に努めることができるよう総合的な施策を講ずるものとする。

(学習及び社会参加)

第十二条 国は、国民が生きがいを持って豊かな生活を営むことができるようにするため、生涯学習の機会を確保するよう必要な施策を講ずるものとする。

(生活環境)

第十二条 国は、高齢者が自立した日常生活を営むことができるようするため、高齢者に適した住宅等の整備を促進し、及び高齢者のための住宅を確保し、並びに高齢者の円滑な利用に配慮された公共的施設の整備を促進するよう必要な施策を講ずるものとする。

(14) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（抄）

平成十七年十一月九日法律第百二十四号
最終改正：平成二九年六月二日法律第五二号

(目的)

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

第三条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

第四条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(15) 障害者基本法（抄）

昭和四十五年五月二十一日法律第八十四号
最終改正：平成二五年六月二六日法律第六五号

（目的）

第一条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（地域社会における共生等）

第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られるこ

（差別の禁止）

第四条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとなるよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

3 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(16) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（抄）

平成二十三年六月二十四日法律第七十九号
最終改正：平成二八年六月三日法律第六五号

（目的）

第一条 この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（障害者に対する虐待の禁止）

第三条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

（国民の責務）

第五条 国民は、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

（障害者虐待の早期発見等）

第六条 国及び地方公共団体の障害者の福祉に関する事務を所掌する部局その他の関係機関は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることに鑑み、相互に緊密な連携を図りつつ、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

3 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止のための啓発活動並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による障害者虐待の防止、養護者に対する支援等 (養護者による障害者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による障害者虐待（十八歳未満の障害者について行われるもの）を除く。以下この章において同じ。を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

体相互の緊密な連携の下に、その意思決定の支援に配慮しつつ、切れ目なく行われなければならない。

(17) 発達障害者支援法（抄）

平成十六年十二月十日法律第百六十七号
最終改正：平成二八年六月三日法律第六四号

（目的）

第一条 この法律は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うとともに、切れ目なく発達障害者の支援を行うことが特に重要であることに鑑み、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、発達障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加のためのその生活全般にわたる支援を図り、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条の二 発達障害者の支援は、全ての発達障害者が社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないことを旨として、行われなければならない。

2 発達障害者の支援は、社会的障壁の除去に資することを旨として、行われなければならない。

3 発達障害者の支援は、個々の発達障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、その意思決定の支援に配慮しつつ、切れ目なく行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることに鑑み、前条の基本理念（次項及び次条において「基本理念」という。）にのっとり、発達障害の早期発見のため必要な措置を講じるものとする。

2 国及び地方公共団体は、基本理念にのっとり、発達障害児に対し、発達障害の症状の発現後できるだけ早期に、その者の状況に応じて適切に、就学前の発達支援、学校における発達支援その他の発達支援が行われるとともに、発達障害者に対する就労、地域における生活等に関する支援及び発達障害者の家族その他の関係者に対する支援が行われるよう、必要な措置を講じるものとする。

3 国及び地方公共団体は、発達障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に対し、個々の発達障害者の特性に配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするため、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の有機的連携の下に必要な相談体制の整備を行うものとする。

4 発達障害者の支援等の施策が講じられるに当たっては、発達障害者及び発達障害児の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）の意思ができる限り尊重されなければならないものとする。

5 国及び地方公共団体は、発達障害者の支援等の施策を講じるに当たっては、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保するとともに、発達障害者が被害を受けること等を防止するため、これらの部局と消費生活、警察等に関する業務を担当する部局その他の関係機関との必要な協力体制の整備を行うものとする。

（国民の責務）

第四条 国民は、個々の発達障害の特性その他発達障害に関する理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、発達障害者の自立及び社会参加に協力するよう努めなければならない。

(18)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(抄)

平成十七年十一月七日法律第二百二十三号
最終改正：平成三〇年六月八日法律第四四号

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第一条の二 障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならぬ。

(市町村等の責務)

第二条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 障害者が自ら選択した場所に居住し、又は障害者若しくは障害児（以下「障害者等」という。）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該市町村の区域における障害者等の生活の実態を把握した上で、公共職業安定所その他の職業リハビリテーション（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二条第七号に規定する職業リハビリテーションをいう。以下同じ。）の措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

二 障害者等の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うこと。

三 意思疎通について支援が必要な障害者等が障害福祉サービスを円滑に利用することができるよう必要な便宜を供与すること、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のために関係機関と連絡調整を行うことその他障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うこと。

2 都道府県は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 市町村が行う自立支援給付及び地域生活支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。

二 市町村と連携を図りつつ、必要な自立支援医療費の支給及び地域生活支援事業を総合的に行うこと。

三 障害者等に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

四 市町村と協力して障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うとともに、市町村が行う障害者等の権利の擁護のために必要な援助が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。

3 国は、市町村及び都道府県が行う自立支援給付、地域生活支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

4 国及び地方公共団体は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に努めなければならない。

(国民の責務)

第三条 すべての国民は、その障害の有無にかかわらず、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営めるような地域社会の実現に協力するよう努めなければならない。

(19) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）(抄)

平成二十五年十二月十日法律第百六十七号
最終改正：平成二八年六月三日法律第六四号

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別の解消のための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てされることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(国民の責務)

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

(20) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（抄）

平成十年十月二日法律第百十四号
最終改正：令和三年二月三日法律第五号

(目的)

第一条 この法律は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。

(基本理念)

第二条 感染症の発生の予防及びそのまん延の防止を目的として国及び地方公共団体が講ずる施策は、これらを目的とする施策に関する国際的動向を踏まえつつ、保健医療を取り巻く環境の変化、国際交流の進展等に即応し、新感染症その他の感染症に迅速かつ適確に対応することができるよう、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、これらの者の人権を尊重しつつ、総合的かつ計画的に推進されることを基本理念とする。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じた感染症に関する正しい知識の普及、感染症に関する情報の収集、整理、分析及び提供、感染症に関する研究の推進、病原体等の検査能力の向上並びに感染症の予防に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、社会福祉等の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。この場合において、国及び地方公共団体は、感染症の患者等の人権を尊重しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域の特性に配慮しつつ、感染症の予防に関する施策が総合的かつ迅速に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

3 国は、感染症及び病原体等に関する情報の収集及び研究並びに感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進、病原体等の検査の実施等を図るための体制を整備し、国際的な連携を確保するよう努めるとともに、地方公共団体に対し前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えること努めなければならない。

(国民の責務)

第四条 国民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の人権が損なわれることがないようにしなければならない。

(21) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（通称、ハンセン病問題基本法）(抄)

平成二十年六月十八日法律第八十二号
最終改正：令和元年一月二二日法律第五六号

(趣旨)

第一条 この法律は、国によるハンセン病の患者に対する隔離政策に起因して生じた問題であって、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進、名譽の回復等に関し現在もなお存在するもの（以下「ハンセン病問題」という。）の解決の促進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題の解決の促進に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本理念)

第三条 ハンセン病問題に関する施策は、国によるハンセン病の患者に対する隔離政策によりハンセン病の患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる被害に照らし、その被害を可能な限り回復することを旨として行われなければならない。

2 ハンセン病問題に関する施策を講ずるに当たっては、入所者が、現に居住する国立ハンセン病療養所等において、その生活環境が地域社会から孤立することなく、安心して豊かな生活を営むことができるよう配慮されなければならない。

3 何人も、ハンセン病の患者であった者等に対して、ハンセン病の患者であったこと又はハンセン病に罹患していることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国と協力しつつ、その地域の実情を踏まえ、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(ハンセン病の患者であった者等その他の関係者の意見の反映のための措置)

第六条 国は、ハンセン病問題に関する施策の策定及び実施に当たっては、ハンセン病の患者であった者等その他の関係者との協議の場を設ける等これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(22) 犯罪被害者等基本法（抄）

平成十六年十二月八日法律第百六十一号
最終改正：平成二七年九月一一日法律第六六号

(目的)

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(基本理念)

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、犯罪被害者等の名譽又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(23) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）（抄）

平成十三年十一月三十日法律第百三十七号
最終改正：平成二五年四月二六日法律第一〇号

（趣旨）

第一条 この法律は、特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利につき定めるものとする。

(24) 個人情報の保護に関する法律（抄）

平成十五年五月三十日法律第五十七号
最終改正：令和二年六月一二日法律第四四号

（目的）

第一条 この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資することであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(25) 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（有害サイト規制法）（抄）

平成二十年六月十八日法律第七十九号
最終改正：平成二九年六月二三日法律第七五号

（目的）

第一条 この法律は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通している状況に鑑み、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置を講ずるとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及その他の青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会ができるだけ少なくするための措置等を講ずることにより、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにして、青少年の権利の擁護に資することを目的とする。

（基本理念）

第三条 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策は、青少年自らが、主体的に情報通信機器を使い、インターネットにおいて流通する情報を適切に取捨選択して利用するとともに、適切にインターネットによる情報発信を行う能力（以下「インターネットを適切に活用する能力」という。）を習得することを旨として行われなければならない。

2 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する施策の推進は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及、青少年のインターネットの利用に関する事業を行う者による青少年が青少年有害情報の閲覧をすることを防止するための措置等により、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報の閲覧をする機会ができるだけ少なくすることを旨として行われなければならない。

3 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する施策の推進は、自由な表現活動の重要性及び多様な主体が世界に向け多様な表現活動を行うことができるインターネットの特性に配慮し、民間における自主的かつ主体的な取組が大きな役割を担い、国及び地方公共団体はこれを尊重することを旨として行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、青少年が安全に安心してインターネットを利用することができるようするための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(26) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（出会い系サイト規制法）（抄）

平成十五年六月十三日法律第八十三号
最終改正：令和元年六月一四日法律第三七号

（目的）

第一条 この法律は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を性交等の相手方となるように誘引する行為を禁止するとともに、インターネット異性紹介事業について必要な規制を行うこと等により、インターネット異性紹介事業の利用に起因する児童買春その他の犯罪から児童を保護し、もって児童の健全な育成に資することを目的とする。

（国及び地方公共団体の責務）

第五条 国及び地方公共団体は、児童によるインターネット異性紹介事業の利用の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるとともに、児童によるインターネット異性紹介事業の利用の防止に資する技術の開発及び普及を推進するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、事業者、国民又はこれらの者が組織する民間の団体が自発的に行うインターネット異性紹介事業に係る活動であって、児童の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するためのものが促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(27) アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（抄）

平成三一年四月二六日法律第一六号
最終改正：令和三年五月一九日法律第三六号

（目的）

第一条 この法律は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるアイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化（以下「アイヌの伝統等」という。）が置かれている状況並びに近年における先住民族をめぐる国際情勢に鑑み、アイヌ施策の推進に関し、基本理念、国等の責務、政府による基本方針の策定、民族共生象徴空間構成施設の管理に関する措置、市町村（特別区を含む。以下同じ。）によるアイヌ施策推進地域計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けたアイヌ施策推進地域計画に基づく事業に対する特別の措置、アイヌ政策推進本部の設置等について定めることにより、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(28) ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（抄）

平成十四年八月七日法律第百五号
最終改正：平成二九年六月二日法律第六八号

（目的）

第一条 この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。

（ホームレスの自立への努力）

第四条 ホームレスは、その自立を支援するための国及び地方公共団体の施策を活用すること等により、自らの自立に努めるものとする。

（国の責務）

第五条 国は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

（地方公共団体の責務）

第六条 地方公共団体は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、当該地方公共団体におけるホームレスに関する問題の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

（国民の協力）

第七条 国民は、ホームレスに関する問題について理解を深めるとともに、地域社会において、国及び地方公共団体が実施する施策に協力すること等により、ホームレスの自立の支援等に努めるものとする。

(29) 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（抄）

平成十五年七月十六日法律第百十一号
最終改正：平成二三年五月二五日法律第五三号

（定義）

第二条 この法律において「性同一性障害者」とは、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別（以下「他の性別」という。）であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう。

（性別の取扱いの変更の審判を受けた者に関する法令上の取扱い）

第四条 性別の取扱いの変更の審判を受けた者は、民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法令の規定の適用については、法律に別段の定めがある場合を除き、その性別につき他の性別に変わったものとみなす。

2 前項の規定は、法律に別段の定めがある場合を除き、性別の取扱いの変更の審判前に生じた身分関係及び権利義務に影響を及ぼすものではない。

(30) 部落差別の解消の推進に関する法律

平成二八年一二月一六日法律第百九号

（目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

(31) 出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律

平成三一年四月一日令和元年法律第六十三号による改正

平成二十年六月十八日法律第七十九号

最終改正：平成二一年七月八日法律第七一号

(目的)

第一条 出入国管理及び難民認定法は、本邦に入国し、又は本邦から出国する全ての人の出入国及び本邦に在留する全ての外国人の在留の公正な管理を図るとともに、難民の認定手続を整備することを目的とする。

(定義)

第二条 出入国管理及び難民認定法及びこれに基づく命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 削除

二 外国人 日本の国籍を有しない者をいう。

三 乗員 船舶又は航空機（以下「船舶等」という。）の乗組員をいう。

三の二 難民 難民の地位に関する条約（以下「難民条約」という。）第一条の規定又は難民の地位に関する議定書第一条の規定により難民条約の適用を受ける難民をいう。

四 日本国領事官等 外国に駐在する日本国の大使、公使又は領事官をいう。

五 旅券 次に掲げる文書をいう。

イ 日本国政府、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した旅券又は難民旅行証明書その他当該旅券に代わる証明書（日本国領事官等の発行した渡航証明書を含む。）

ロ 政令で定める地域の権限のある機関の発行したイに掲げる文書に相当する文書

六 乗員手帳 権限のある機関の発行した船員手帳その他乗員に係るこれに準ずる文書をいう。

七 人身取引等 次に掲げる行為をいう。

イ 営利、わいせつ又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を略取し、誘拐し、若しくは売買し、又は略取され、誘拐され、若しくは売買された者を引き渡し、収受し、輸送し、若しくは蔵匿すること。

ロ イに掲げるもののほか、営利、わいせつ又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、十八歳未満の者を自己の支配下に置くこと。

ハ イに掲げるもののほか、十八歳未満の者が営利、わいせつ若しくは生命若しくは身体に対する加害の目的を有する者の支配下に置かれ、又はそのおそれがあることを知りながら、当該十八歳未満の者を引き渡すこと。

八 出入国港 外国人が出入国すべき港又は飛行場で法務省令で定めるものをいう。

九 運送業者 本邦と本邦外の地域との間において船舶等により人又は物を運送する事業を営む者をいう。

十 入国審査官 第六十一条の三に定める入国審査官をいう。

十一 主任審査官 上級の入国審査官で出入国在留管理庁長官が指定するものをいう。

十二 特別審理官 口頭審理を行わせるため出入国在留管理庁長官が指定する入国審査官をいう。

十二の二 難民調査官 第六十一条の三第二項第二号（第六十一条の二の八第二項において準用する第二十二条の四第二項に係る部分に限る。）及び第三号（第六十一条の二の十四第一項に係る部分に限る。）に掲げる事務を行わせるため出入国在留管理庁長官が指定する入国審査官をいう。

十三 入国警備官 第六十一条の三の二に定める入国警備官をいう。

十四 違反調査 入国警備官が行う外国人の入国、上陸又は在留に関する違反事件の調査をいう。

十五 入国者収容所 法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第三十条に定める入国者収容所をいう。

十六 収容場 第六十一条の六に定める収容場をいう。

(32) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）

平成二八年六月三日法律第六十八号

(目的)

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(基本理念)

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

2 用語解説

えせ同和行為

同和問題は怖い問題であり避けた方がよいとの誤った意識に乗じて、あたかも同和問題の解決に努力しているかのように装い、同和の名の下に様々な不当な利益や義務なきことを要求する行為をいいます。

国連持続可能な開発のための教育の10年

国連において、2005（平成17）年から2014（平成26）年までを「国連持続可能な開発のための教育の10年」とし、ユネスコが関連国連機関等と協力して、国際実施計画案が策定されました。環境問題だけでなく、貧困や戦争、開発やジェンダー等が複雑に絡み合っている問題に向きあい、解決していく力を育む「持続可能な社会」の実現をめざしています。

固定的な性別役割分業意識

「男は仕事、女は家庭」というように、男女は初めからその役割が異なり、生き方があらかじめ決まっているという考え方や、そのような役割を期待することです。

次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行や家庭・地域を取り巻く環境の変化をふまえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的に平成15（2003）年に制定された法律のことです。子育て家庭への支援その他の子育て環境の整備、雇用環境の整備等の取組に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めています。平成26（2014）年度までの時限法であったが法改正により10年延長となりました。

情報モラル

情報社会での適正な活動を行うための基になる考え方と態度をいいます。

人権週間

昭和23（1948）年、第3回国連総会において「世界人権宣言」が採択され、採択日の12月10日を「人権デー」と定めました。日本では、この「人権デー」を最終日とする一週間（12月4日～10日）を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに、人権尊重思想の普及高揚に努めています。

ストーカー行為

特定の人に対して、恋愛感情又はそれが満たされなかつことによる怨恨の感情を充足する目的で、つきまとい、待ち伏せ、見張り、押し掛け等、法律に定める類型の行為を反復することです。

性的指向

人の性愛がどのような対象に向かうのかを示す概念です。具体的には、性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシャル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシャル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシャル）などがあります。

性同一性障がい

性別に関する自我同一性（アイデンティティ）に何らかの障がいがあるというのが直接の意味です。身体的な性別と精神的な性別の自覚が一致せず、現在おかれた性別と、それに伴う社会的な性役割に強い違和感を抱く症候ともいえます。世界保健機構（WHO）などによる基準では、「身体的性別とは反対の性別への、接続する精神的同一感」などとも説明されています。肉体は男性で、したがって戸籍上も男性だが、女性として生きることを望む人、逆に身体は女性でも、男性として生活したい人に関する症状をいいます。

セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）（性的嫌がらせ）

相手の意に反した性的な発言や言動で、身体への不必要的接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、衆目にふれる場所でのわいせつな写真等の掲示、性的な冗談やからかいなど、相手を不快にさせる様々な行為をいいます。

SNS（ソーシャルネットワークサービス）

人ととのつながりをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのことです。

男女共同参画社会

男女共同参画社会基本法により、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

夫婦や恋人など親密な間柄にある男女間において、主として男性から女性に加えられる身体的、精神的、性的な暴力をいいます。殴る、蹴るといった物理的な暴力だけでなく、脅し、ののしり、無視、行動の制限・強制、苦痛を与えることなども含まれた概念をいいます。

ノーマライゼーション

「社会的な不利を負う人々が社会で特別な扱いを受けることなく、他の人々と共に社会生活を営んでいけることこそノーマル（正常）」という考え方です。つまり、障がいのある人をはじめ、誰もが地域のなかあたりまえの暮らしができる社会をめざそうという理念です。

発達障がい

発達障がいはいくつかのタイプに分類されており、自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥・多動性障がい（ADHD）、学習障がい（LD）、チック障がいなどが含まれます。これらは、生まれつき脳の一部の機能に障がいがあるという点が共通しています。同じ人に、いくつかのタイプの発達障がいがあることも珍しくなく、そのため、同じ障がいがある人どうしでも、まったく似ていないように見えることがあります。個人差がとても大きいという点が、特徴といえるかもしれません。

バリアフリー

もともとは建築用語で、建物内の段差解消等物理的障壁の除去という意味ですが、より広く、障がい者や高齢者等の社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味で用いられています。

ハンセン病

1873年（明治6年）にノルウェーのハンセン博士により発見された「らい菌」による慢性の細菌性感染症です。しかし、感染力は極めて弱く、仮に発病した場合でも治療法が確立された現在では、早期発見、早期治療により短期間で治癒する病気です。

ひとり親家庭

未婚、死別又は離別の女親または男親と、その未婚の20歳未満の子どものみで構成される一般世帯（他の世帯員がいないもの）。

プロバイダ

インターネット接続用の通信回線を提供する業者で、電子メールやホームページなどのインターネットのサービスを利用するには、専用線や電話回線を通じてインターネット回線に接続する必要があり、その橋渡しをしてくれるのがプロバイダです。

プロバイダ責任制限法

インターネットや携帯電話の掲示版などで誹謗中傷を受けたり、個人情報を掲載されて、個人の権利が侵害されるなどの事案が発生した場合、プロバイダ事業者や掲示板管理者などに対して、これを削除するよう要請しますが、事業者側がこれらを削除したことについて、権利者からの損害賠償の責任を免れるというものです。また、権利を侵害する情報を発信した者の情報の開示請求ができることも規定しています。

ワーク・ライフ・バランス

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態です。このことは、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらし、多様性に富んだ活力ある社会を創出する基盤として極めて重要です。女性の社会進出、家族形態の多様化、労働者の意識の変化、少子高齢化等を背景に企業の取り組みや政策面での対応が徐々に進みつつあります。

海津市人権教育・啓発基本計画（第3次改定版）

発行年月：令和4（2022）年3月

発行：岐阜県 海津市

編集：市民環境部 市民活動推進課

〒503-0695 岐阜県海津市海津町高須 515

電話：0584-53-3194（直通）

FAX：0584-53-1598

